

明治前期の地籍図

——その1 耕地絵図と壬申地券地引絵図——

佐藤 甚次郎

はじめに

地籍図、特に明治前期に作成された地籍図は重要な研究資料として、また行政面や不動産関係の実務面でも利用されているが、明治前期には壬申地券交付、地租改正、地押調査、地籍編成の諸事業において調製され、また、初期には新政府直轄の府県で検見実施にともなって耕地絵図が作成されている。

それぞれの事業における地図作成の動機と目的は必ずしも同一ではなく、それにもとづいて表現する内容に関しての主点の置きどころも異なり、また提示された規範や雛形にも差異がみられる。さらに、地図作成の基礎である測量の仕方および測量用具についても違いがみられる。長さ（測量尺・田尺）および面積（反畝）の単位規準も同じではなく、これが統一されたのは明治8年6月で、それまでは地方で相違し多様であった。

規範の基本は中央政府から提示されたが、各府県はそれぞれ心得書や指導書を布達している。それは政府の規範を根拠としたにしても、地域の事情に応じて詳細あるいは具体的な指示や規定を加えたりし、府県で差異がみられる。また、各府県は独自の地方法令（府県達）を定めたりしている。さらに、各府県がその事業を施行し地図を調製した時期によって、同じ事業で作成された地図でも事業の進行過程における規範の改正・変更にもとづく相違が認められるのである。つまり、各地籍図は作成の規準が等しくはなく、同じ事業で作成された地籍図の場合でも全府県のものが必ずしも同規準と一律に見做すことはできないのである。

これらの地籍図類を使用するにあたっては、

それぞれの地籍図の特徴や各府県における差異を踏まえることが不可欠の要件である。しかし、地租改正および壬申地券交付や地押調査に関しては、社会・経済史学あるいは法史学などの側からの研究は膨大な集積がみられるにしても、その際に作成された地図についてはほとんど注視されずにきた。佐藤允氏の論考が挙げられるにすぎない。県史や市町村史においても取扱われた例はきわめて稀れで、ほとんど顧みられてはいない。このような現状において、それぞれの地籍図の特徴や各府県の差異を闡明することは、これを使用する立場からすれば緊要のことである。

本稿は、地籍図利用のための基礎作業である。それぞれの事業において作成された地籍図はその事業の目的によって特徴づけられているので、まずその事業の実施の経緯および地籍図が調製された意図やその役割を考察し、提示された規範を整理して、その地籍図の特徴を把握することに努めた。資料がきわめて不十分であるが、府県庁や市町村役場の旧行政文書や地方の戸長などを勤めた家の所蔵文書に豊富に資料が存在するも、ほとんど発掘されていない現状である。地方（府県）的な特徴や差異に関しては特に資料が不十分で、今後の発掘を俟って補足しなければならない。

I 明治初年の検見における耕地絵図

1 明治初年の検見と検見規則制定

慶応3年10月14日に大政の奉還をうけて4年1月7日に王政復古の号令を発して成立した新政府（朝廷）は、慶応4年8月6日（9月8日に明治と改元）に、貢租のことに関し「諸国税法之儀其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ却テ

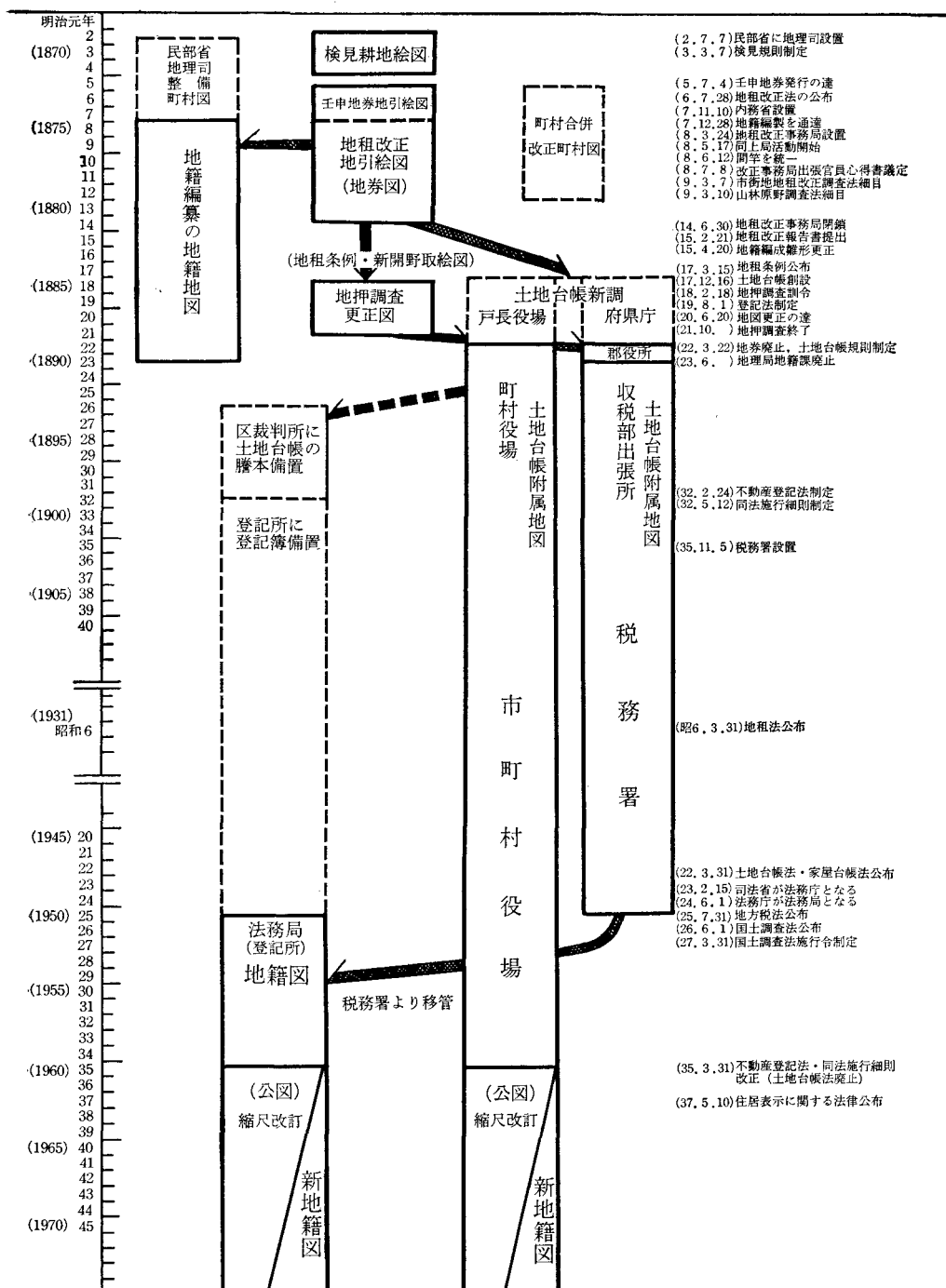


図1 明治前期における地籍図類とその系譜

人情＝戻り候間、先一兩年ハ旧貫ニ仍り可申、若苛法弊習又は無余儀事件有之候ハ一応會計官へ伺之上処置可有之事」(太政官布告)と、さしあたり旧慣による旨を布告した。特に新政権が接收して直轄した旧幕府直轄地(天領)における措置については、明治元戊辰年9月に会計官が、検見か定免か、また破免の願い出があるときは幾分の免除も認めて従前の仕法によるべきことを通達している⁴⁾。

新政府は慶応4年1月10日に朝敵諸藩領・幕府直轄地・旗本領・寺社領などを接收し、慶応4年閏4月21日の政体書の発布以降、これを府・県とし直接に管轄したが、明治元年における朝廷直轄地は9府20県で、藩は273藩が存在し、明治2年末には3府46県・271藩であった。直轄の府県においては多様な租法が混在し、寛苛輕重の差があり、積年の弊習も多かったため、その対策は緊急の課題であった。また、当時、国民の大多数を占める農民が期待する「御一新」による苛税の改善に応えるためにも検地の必要性を認めながら、成立早々の新政権としては断行を躊躇せざるを得なかった。

検地は農民が最も嫌忌することで、江戸時代にはこれに抵抗して一揆も多く発生しただけに、これを直轄地で実施することは、きわめて危険であった。そこで、まず坪刈をし作柄を実査してその年の租額を決める方式の検見(毛見)を行い、やがては享保6年に定められた定免方式で税率を統一することを意図したのであった。検見は代官役所が年々これを実施し、享保18年に降に行われてきた方式である。

この方針にもとづいて民部省は、明治3年正月23日に各地の検見に関する慣習の調査書の提出を各府県に求めている。これに対して⁷⁾、⁸⁾、⁹⁾、¹⁰⁾、¹¹⁾、¹²⁾、¹³⁾、¹⁴⁾、¹⁵⁾、¹⁶⁾、¹⁷⁾、¹⁸⁾、¹⁹⁾、²⁰⁾、²¹⁾、²²⁾、²³⁾、²⁴⁾、²⁵⁾、²⁶⁾、²⁷⁾、²⁸⁾、²⁹⁾、³⁰⁾、³¹⁾、³²⁾、³³⁾、³⁴⁾、³⁵⁾、³⁶⁾、³⁷⁾、³⁸⁾、³⁹⁾、⁴⁰⁾、⁴¹⁾、⁴²⁾、⁴³⁾、⁴⁴⁾、⁴⁵⁾、⁴⁶⁾、⁴⁷⁾、⁴⁸⁾、⁴⁹⁾、⁵⁰⁾、⁵¹⁾、⁵²⁾、⁵³⁾、⁵⁴⁾、⁵⁵⁾、⁵⁶⁾、⁵⁷⁾、⁵⁸⁾、⁵⁹⁾、⁶⁰⁾、⁶¹⁾、⁶²⁾、⁶³⁾、⁶⁴⁾、⁶⁵⁾、⁶⁶⁾、⁶⁷⁾、⁶⁸⁾、⁶⁹⁾、⁷⁰⁾、⁷¹⁾、⁷²⁾、⁷³⁾、⁷⁴⁾、⁷⁵⁾、⁷⁶⁾、⁷⁷⁾、⁷⁸⁾、⁷⁹⁾、⁸⁰⁾、⁸¹⁾、⁸²⁾、⁸³⁾、⁸⁴⁾、⁸⁵⁾、⁸⁶⁾、⁸⁷⁾、⁸⁸⁾、⁸⁹⁾、⁹⁰⁾、⁹¹⁾、⁹²⁾、⁹³⁾、⁹⁴⁾、⁹⁵⁾、⁹⁶⁾、⁹⁷⁾、⁹⁸⁾、⁹⁹⁾、¹⁰⁰⁾、¹⁰¹⁾、¹⁰²⁾、¹⁰³⁾、¹⁰⁴⁾、¹⁰⁵⁾、¹⁰⁶⁾、¹⁰⁷⁾、¹⁰⁸⁾、¹⁰⁹⁾、¹¹⁰⁾、¹¹¹⁾、¹¹²⁾、¹¹³⁾、¹¹⁴⁾、¹¹⁵⁾、¹¹⁶⁾、¹¹⁷⁾、¹¹⁸⁾、¹¹⁹⁾、¹²⁰⁾、¹²¹⁾、¹²²⁾、¹²³⁾、¹²⁴⁾、¹²⁵⁾、¹²⁶⁾、¹²⁷⁾、¹²⁸⁾、¹²⁹⁾、¹³⁰⁾、¹³¹⁾、¹³²⁾、¹³³⁾、¹³⁴⁾、¹³⁵⁾、¹³⁶⁾、¹³⁷⁾、¹³⁸⁾、¹³⁹⁾、¹⁴⁰⁾、¹⁴¹⁾、¹⁴²⁾、¹⁴³⁾、¹⁴⁴⁾、¹⁴⁵⁾、¹⁴⁶⁾、¹⁴⁷⁾、¹⁴⁸⁾、¹⁴⁹⁾、¹⁵⁰⁾、¹⁵¹⁾、¹⁵²⁾、¹⁵³⁾、¹⁵⁴⁾、¹⁵⁵⁾、¹⁵⁶⁾、¹⁵⁷⁾、¹⁵⁸⁾、¹⁵⁹⁾、¹⁶⁰⁾、¹⁶¹⁾、¹⁶²⁾、¹⁶³⁾、¹⁶⁴⁾、¹⁶⁵⁾、¹⁶⁶⁾、¹⁶⁷⁾、¹⁶⁸⁾、¹⁶⁹⁾、¹⁷⁰⁾、¹⁷¹⁾、¹⁷²⁾、¹⁷³⁾、¹⁷⁴⁾、¹⁷⁵⁾、¹⁷⁶⁾、¹⁷⁷⁾、¹⁷⁸⁾、¹⁷⁹⁾、¹⁸⁰⁾、¹⁸¹⁾、¹⁸²⁾、¹⁸³⁾、¹⁸⁴⁾、¹⁸⁵⁾、¹⁸⁶⁾、¹⁸⁷⁾、¹⁸⁸⁾、¹⁸⁹⁾、¹⁹⁰⁾、¹⁹¹⁾、¹⁹²⁾、¹⁹³⁾、¹⁹⁴⁾、¹⁹⁵⁾、¹⁹⁶⁾、¹⁹⁷⁾、¹⁹⁸⁾、¹⁹⁹⁾、²⁰⁰⁾、²⁰¹⁾、²⁰²⁾、²⁰³⁾、²⁰⁴⁾、²⁰⁵⁾、²⁰⁶⁾、²⁰⁷⁾、²⁰⁸⁾、²⁰⁹⁾、²¹⁰⁾、²¹¹⁾、²¹²⁾、²¹³⁾、²¹⁴⁾、²¹⁵⁾、²¹⁶⁾、²¹⁷⁾、²¹⁸⁾、²¹⁹⁾、²²⁰⁾、²²¹⁾、²²²⁾、²²³⁾、²²⁴⁾、²²⁵⁾、²²⁶⁾、²²⁷⁾、²²⁸⁾、²²⁹⁾、²³⁰⁾、²³¹⁾、²³²⁾、²³³⁾、²³⁴⁾、²³⁵⁾、²³⁶⁾、²³⁷⁾、²³⁸⁾、²³⁹⁾、²⁴⁰⁾、²⁴¹⁾、²⁴²⁾、²⁴³⁾、²⁴⁴⁾、²⁴⁵⁾、²⁴⁶⁾、²⁴⁷⁾、²⁴⁸⁾、²⁴⁹⁾、²⁵⁰⁾、²⁵¹⁾、²⁵²⁾、²⁵³⁾、²⁵⁴⁾、²⁵⁵⁾、²⁵⁶⁾、²⁵⁷⁾、²⁵⁸⁾、²⁵⁹⁾、²⁶⁰⁾、²⁶¹⁾、²⁶²⁾、²⁶³⁾、²⁶⁴⁾、²⁶⁵⁾、²⁶⁶⁾、²⁶⁷⁾、²⁶⁸⁾、²⁶⁹⁾、²⁷⁰⁾、²⁷¹⁾、²⁷²⁾、²⁷³⁾、²⁷⁴⁾、²⁷⁵⁾、²⁷⁶⁾、²⁷⁷⁾、²⁷⁸⁾、²⁷⁹⁾、²⁸⁰⁾、²⁸¹⁾、²⁸²⁾、²⁸³⁾、²⁸⁴⁾、²⁸⁵⁾、²⁸⁶⁾、²⁸⁷⁾、²⁸⁸⁾、²⁸⁹⁾、²⁹⁰⁾、²⁹¹⁾、²⁹²⁾、²⁹³⁾、²⁹⁴⁾、²⁹⁵⁾、²⁹⁶⁾、²⁹⁷⁾、²⁹⁸⁾、²⁹⁹⁾、³⁰⁰⁾、³⁰¹⁾、³⁰²⁾、³⁰³⁾、³⁰⁴⁾、³⁰⁵⁾、³⁰⁶⁾、³⁰⁷⁾、³⁰⁸⁾、³⁰⁹⁾、³¹⁰⁾、³¹¹⁾、³¹²⁾、³¹³⁾、³¹⁴⁾、³¹⁵⁾、³¹⁶⁾、³¹⁷⁾、³¹⁸⁾、³¹⁹⁾、³²⁰⁾、³²¹⁾、³²²⁾、³²³⁾、³²⁴⁾、³²⁵⁾、³²⁶⁾、³²⁷⁾、³²⁸⁾、³²⁹⁾、³³⁰⁾、³³¹⁾、³³²⁾、³³³⁾、³³⁴⁾、³³⁵⁾、³³⁶⁾、³³⁷⁾、³³⁸⁾、³³⁹⁾、³⁴⁰⁾、³⁴¹⁾、³⁴²⁾、³⁴³⁾、³⁴⁴⁾、³⁴⁵⁾、³⁴⁶⁾、³⁴⁷⁾、³⁴⁸⁾、³⁴⁹⁾、³⁵⁰⁾、³⁵¹⁾、³⁵²⁾、³⁵³⁾、³⁵⁴⁾、³⁵⁵⁾、³⁵⁶⁾、³⁵⁷⁾、³⁵⁸⁾、³⁵⁹⁾、³⁶⁰⁾、³⁶¹⁾、³⁶²⁾、³⁶³⁾、³⁶⁴⁾、³⁶⁵⁾、³⁶⁶⁾、³⁶⁷⁾、³⁶⁸⁾、³⁶⁹⁾、³⁷⁰⁾、³⁷¹⁾、³⁷²⁾、³⁷³⁾、³⁷⁴⁾、³⁷⁵⁾、³⁷⁶⁾、³⁷⁷⁾、³⁷⁸⁾、³⁷⁹⁾、³⁸⁰⁾、³⁸¹⁾、³⁸²⁾、³⁸³⁾、³⁸⁴⁾、³⁸⁵⁾、³⁸⁶⁾、³⁸⁷⁾、³⁸⁸⁾、³⁸⁹⁾、³⁹⁰⁾、³⁹¹⁾、³⁹²⁾、³⁹³⁾、³⁹⁴⁾、³⁹⁵⁾、³⁹⁶⁾、³⁹⁷⁾、³⁹⁸⁾、³⁹⁹⁾、⁴⁰⁰⁾、⁴⁰¹⁾、⁴⁰²⁾、⁴⁰³⁾、⁴⁰⁴⁾、⁴⁰⁵⁾、⁴⁰⁶⁾、⁴⁰⁷⁾、⁴⁰⁸⁾、⁴⁰⁹⁾、⁴¹⁰⁾、⁴¹¹⁾、⁴¹²⁾、⁴¹³⁾、⁴¹⁴⁾、⁴¹⁵⁾、⁴¹⁶⁾、⁴¹⁷⁾、⁴¹⁸⁾、⁴¹⁹⁾、⁴²⁰⁾、⁴²¹⁾、⁴²²⁾、⁴²³⁾、⁴²⁴⁾、⁴²⁵⁾、⁴²⁶⁾、⁴²⁷⁾、⁴²⁸⁾、⁴²⁹⁾、⁴³⁰⁾、⁴³¹⁾、⁴³²⁾、⁴³³⁾、⁴³⁴⁾、⁴³⁵⁾、⁴³⁶⁾、⁴³⁷⁾、⁴³⁸⁾、⁴³⁹⁾、⁴⁴⁰⁾、⁴⁴¹⁾、⁴⁴²⁾、⁴⁴³⁾、⁴⁴⁴⁾、⁴⁴⁵⁾、⁴⁴⁶⁾、⁴⁴⁷⁾、⁴⁴⁸⁾、⁴⁴⁹⁾、⁴⁵⁰⁾、⁴⁵¹⁾、⁴⁵²⁾、⁴⁵³⁾、⁴⁵⁴⁾、⁴⁵⁵⁾、⁴⁵⁶⁾、⁴⁵⁷⁾、⁴⁵⁸⁾、⁴⁵⁹⁾、⁴⁶⁰⁾、⁴⁶¹⁾、⁴⁶²⁾、⁴⁶³⁾、⁴⁶⁴⁾、⁴⁶⁵⁾、⁴⁶⁶⁾、⁴⁶⁷⁾、⁴⁶⁸⁾、⁴⁶⁹⁾、⁴⁷⁰⁾、⁴⁷¹⁾、⁴⁷²⁾、⁴⁷³⁾、⁴⁷⁴⁾、⁴⁷⁵⁾、⁴⁷⁶⁾、⁴⁷⁷⁾、⁴⁷⁸⁾、⁴⁷⁹⁾、⁴⁸⁰⁾、⁴⁸¹⁾、⁴⁸²⁾、⁴⁸³⁾、⁴⁸⁴⁾、⁴⁸⁵⁾、⁴⁸⁶⁾、⁴⁸⁷⁾、⁴⁸⁸⁾、⁴⁸⁹⁾、⁴⁹⁰⁾、⁴⁹¹⁾、⁴⁹²⁾、⁴⁹³⁾、⁴⁹⁴⁾、⁴⁹⁵⁾、⁴⁹⁶⁾、⁴⁹⁷⁾、⁴⁹⁸⁾、⁴⁹⁹⁾、⁵⁰⁰⁾、⁵⁰¹⁾、⁵⁰²⁾、⁵⁰³⁾、⁵⁰⁴⁾、⁵⁰⁵⁾、⁵⁰⁶⁾、⁵⁰⁷⁾、⁵⁰⁸⁾、⁵⁰⁹⁾、⁵¹⁰⁾、⁵¹¹⁾、⁵¹²⁾、⁵¹³⁾、⁵¹⁴⁾、⁵¹⁵⁾、⁵¹⁶⁾、⁵¹⁷⁾、⁵¹⁸⁾、⁵¹⁹⁾、⁵²⁰⁾、⁵²¹⁾、⁵²²⁾、⁵²³⁾、⁵²⁴⁾、⁵²⁵⁾、⁵²⁶⁾、⁵²⁷⁾、⁵²⁸⁾、⁵²⁹⁾、⁵³⁰⁾、⁵³¹⁾、⁵³²⁾、⁵³³⁾、⁵³⁴⁾、⁵³⁵⁾、⁵³⁶⁾、⁵³⁷⁾、⁵³⁸⁾、⁵³⁹⁾、⁵⁴⁰⁾、⁵⁴¹⁾、⁵⁴²⁾、⁵⁴³⁾、⁵⁴⁴⁾、⁵⁴⁵⁾、⁵⁴⁶⁾、⁵⁴⁷⁾、⁵⁴⁸⁾、⁵⁴⁹⁾、⁵⁵⁰⁾、⁵⁵¹⁾、⁵⁵²⁾、⁵⁵³⁾、⁵⁵⁴⁾、⁵⁵⁵⁾、⁵⁵⁶⁾、⁵⁵⁷⁾、⁵⁵⁸⁾、⁵⁵⁹⁾、⁵⁶⁰⁾、⁵⁶¹⁾、⁵⁶²⁾、⁵⁶³⁾、⁵⁶⁴⁾、⁵⁶⁵⁾、⁵⁶⁶⁾、⁵⁶⁷⁾、⁵⁶⁸⁾、⁵⁶⁹⁾、⁵⁷⁰⁾、⁵⁷¹⁾、⁵⁷²⁾、⁵⁷³⁾、⁵⁷⁴⁾、⁵⁷⁵⁾、⁵⁷⁶⁾、⁵⁷⁷⁾、⁵⁷⁸⁾、⁵⁷⁹⁾、⁵⁸⁰⁾、⁵⁸¹⁾、⁵⁸²⁾、⁵⁸³⁾、⁵⁸⁴⁾、⁵⁸⁵⁾、⁵⁸⁶⁾、⁵⁸⁷⁾、⁵⁸⁸⁾、⁵⁸⁹⁾、⁵⁹⁰⁾、⁵⁹¹⁾、⁵⁹²⁾、⁵⁹³⁾、⁵⁹⁴⁾、⁵⁹⁵⁾、⁵⁹⁶⁾、⁵⁹⁷⁾、⁵⁹⁸⁾、⁵⁹⁹⁾、⁶⁰⁰⁾、⁶⁰¹⁾、⁶⁰²⁾、⁶⁰³⁾、⁶⁰⁴⁾、⁶⁰⁵⁾、⁶⁰⁶⁾、⁶⁰⁷⁾、⁶⁰⁸⁾、⁶⁰⁹⁾、⁶¹⁰⁾、⁶¹¹⁾、⁶¹²⁾、⁶¹³⁾、⁶¹⁴⁾、⁶¹⁵⁾、⁶¹⁶⁾、⁶¹⁷⁾、⁶¹⁸⁾、⁶¹⁹⁾、⁶²⁰⁾、⁶²¹⁾、⁶²²⁾、⁶²³⁾、⁶²⁴⁾、⁶²⁵⁾、⁶²⁶⁾、⁶²⁷⁾、⁶²⁸⁾、⁶²⁹⁾、⁶³⁰⁾、⁶³¹⁾、⁶³²⁾、⁶³³⁾、⁶³⁴⁾、⁶³⁵⁾、⁶³⁶⁾、⁶³⁷⁾、⁶³⁸⁾、⁶³⁹⁾、⁶⁴⁰⁾、⁶⁴¹⁾、⁶⁴²⁾、⁶⁴³⁾、⁶⁴⁴⁾、⁶⁴⁵⁾、⁶⁴⁶⁾、⁶⁴⁷⁾、⁶⁴⁸⁾、⁶⁴⁹⁾、⁶⁵⁰⁾、⁶⁵¹⁾、⁶⁵²⁾、⁶⁵³⁾、⁶⁵⁴⁾、⁶⁵⁵⁾、⁶⁵⁶⁾、⁶⁵⁷⁾、⁶⁵⁸⁾、⁶⁵⁹⁾、⁶⁶⁰⁾、⁶⁶¹⁾、⁶⁶²⁾、⁶⁶³⁾、⁶⁶⁴⁾、⁶⁶⁵⁾、⁶⁶⁶⁾、⁶⁶⁷⁾、⁶⁶⁸⁾、⁶⁶⁹⁾、⁶⁷⁰⁾、⁶⁷¹⁾、⁶⁷²⁾、⁶⁷³⁾、⁶⁷⁴⁾、⁶⁷⁵⁾、⁶⁷⁶⁾、⁶⁷⁷⁾、⁶⁷⁸⁾、⁶⁷⁹⁾、⁶⁸⁰⁾、⁶⁸¹⁾、⁶⁸²⁾、⁶⁸³⁾、⁶⁸⁴⁾、⁶⁸⁵⁾、⁶⁸⁶⁾、⁶⁸⁷⁾、⁶⁸⁸⁾、⁶⁸⁹⁾、⁶⁹⁰⁾、⁶⁹¹⁾、⁶⁹²⁾、⁶⁹³⁾、⁶⁹⁴⁾、⁶⁹⁵⁾、⁶⁹⁶⁾、⁶⁹⁷⁾、⁶⁹⁸⁾、⁶⁹⁹⁾、⁷⁰⁰⁾、⁷⁰¹⁾、⁷⁰²⁾、⁷⁰³⁾、⁷⁰⁴⁾、⁷⁰⁵⁾、⁷⁰⁶⁾、⁷⁰⁷⁾、⁷⁰⁸⁾、⁷⁰⁹⁾、⁷¹⁰⁾、⁷¹¹⁾、⁷¹²⁾、⁷¹³⁾、⁷¹⁴⁾、⁷¹⁵⁾、⁷¹⁶⁾、⁷¹⁷⁾、⁷¹⁸⁾、⁷¹⁹⁾、⁷²⁰⁾、⁷²¹⁾、⁷²²⁾、⁷²³⁾、⁷²⁴⁾、⁷²⁵⁾、⁷²⁶⁾、⁷²⁷⁾、⁷²⁸⁾、⁷²⁹⁾、⁷³⁰⁾、⁷³¹⁾、⁷³²⁾、⁷³³⁾、⁷³⁴⁾、⁷³⁵⁾、⁷³⁶⁾、⁷³⁷⁾、⁷³⁸⁾、⁷³⁹⁾、⁷⁴⁰⁾、⁷⁴¹⁾、⁷⁴²⁾、⁷⁴³⁾、⁷⁴⁴⁾、⁷⁴⁵⁾、⁷⁴⁶⁾、⁷⁴⁷⁾、⁷⁴⁸⁾、⁷⁴⁹⁾、⁷⁵⁰⁾、⁷⁵¹⁾、⁷⁵²⁾、⁷⁵³⁾、⁷⁵⁴⁾、⁷⁵⁵⁾、⁷⁵⁶⁾、⁷⁵⁷⁾、⁷⁵⁸⁾、⁷⁵⁹⁾、⁷⁶⁰⁾、⁷⁶¹⁾、⁷⁶²⁾、⁷⁶³⁾、⁷⁶⁴⁾、⁷⁶⁵⁾、⁷⁶⁶⁾、⁷⁶⁷⁾、⁷⁶⁸⁾、⁷⁶⁹⁾、⁷⁷⁰⁾、⁷⁷¹⁾、⁷⁷²⁾、⁷⁷³⁾、⁷⁷⁴⁾、⁷⁷⁵⁾、⁷⁷⁶⁾、⁷⁷⁷⁾、⁷⁷⁸⁾、⁷⁷⁹⁾、⁷⁸⁰⁾、⁷⁸¹⁾、⁷⁸²⁾、⁷⁸³⁾、⁷⁸⁴⁾、⁷⁸⁵⁾、⁷⁸⁶⁾、⁷⁸⁷⁾、⁷⁸⁸⁾、⁷⁸⁹⁾、⁷⁹⁰⁾、⁷⁹¹⁾、⁷⁹²⁾、⁷⁹³⁾、⁷⁹⁴⁾、⁷⁹⁵⁾、⁷⁹⁶⁾、⁷⁹⁷⁾、⁷⁹⁸⁾、⁷⁹⁹⁾、⁸⁰⁰⁾、⁸⁰¹⁾、⁸⁰²⁾、⁸⁰³⁾、⁸⁰⁴⁾、⁸⁰⁵⁾、⁸⁰⁶⁾、⁸⁰⁷⁾、⁸⁰⁸⁾、⁸⁰⁹⁾、⁸¹⁰⁾、⁸¹¹⁾、⁸¹²⁾、⁸¹³⁾、⁸¹⁴⁾、⁸¹⁵⁾、⁸¹⁶⁾、⁸¹⁷⁾、⁸¹⁸⁾、⁸¹⁹⁾、⁸²⁰⁾、⁸²¹⁾、⁸²²⁾、⁸²³⁾、⁸²⁴⁾、⁸²⁵⁾、⁸²⁶⁾、⁸²⁷⁾、⁸²⁸⁾、⁸²⁹⁾、⁸³⁰⁾、⁸³¹⁾、⁸³²⁾、⁸³³⁾、⁸³⁴⁾、⁸³⁵⁾、⁸³⁶⁾、⁸³⁷⁾、⁸³⁸⁾、⁸³⁹⁾、⁸⁴⁰⁾、⁸⁴¹⁾、⁸⁴²⁾、⁸⁴³⁾、⁸⁴⁴⁾、⁸⁴⁵⁾、⁸⁴⁶⁾、⁸⁴⁷⁾、⁸⁴⁸⁾、⁸⁴⁹⁾、⁸⁵⁰⁾、⁸⁵¹⁾、⁸⁵²⁾、⁸⁵³⁾、⁸⁵⁴⁾、⁸⁵⁵⁾、⁸⁵⁶⁾、⁸⁵⁷⁾、⁸⁵⁸⁾、⁸⁵⁹⁾、⁸⁶⁰⁾、⁸⁶¹⁾、⁸⁶²⁾、⁸⁶³⁾、⁸⁶⁴⁾、⁸⁶⁵⁾、⁸⁶⁶⁾、⁸⁶⁷⁾、⁸⁶⁸⁾、⁸⁶⁹⁾、⁸⁷⁰⁾、⁸⁷¹⁾、⁸⁷²⁾、⁸⁷³⁾、⁸⁷⁴⁾、⁸⁷⁵⁾、⁸⁷⁶⁾、⁸⁷⁷⁾、⁸⁷⁸⁾、⁸⁷⁹⁾、⁸⁸⁰⁾、⁸⁸¹⁾、⁸⁸²⁾、⁸⁸³⁾、⁸⁸⁴⁾、⁸⁸⁵⁾、⁸⁸⁶⁾、⁸⁸⁷⁾、⁸⁸⁸⁾、⁸⁸⁹⁾、⁸⁹⁰⁾、⁸⁹¹⁾、⁸⁹²⁾、⁸⁹³⁾、⁸⁹⁴⁾、⁸⁹⁵⁾、⁸⁹⁶⁾、⁸⁹⁷⁾、⁸⁹⁸⁾、⁸⁹⁹⁾、⁹⁰⁰⁾、⁹⁰¹⁾、⁹⁰²⁾、⁹⁰³⁾、⁹⁰⁴⁾、⁹⁰⁵⁾、⁹⁰⁶⁾、⁹⁰⁷⁾、⁹⁰⁸⁾、⁹⁰⁹⁾、⁹¹⁰⁾、⁹¹¹⁾、⁹¹²⁾、⁹¹³⁾、⁹¹⁴⁾、⁹¹⁵⁾、⁹¹⁶⁾、⁹¹⁷⁾、⁹¹⁸⁾、⁹¹⁹⁾、⁹²⁰⁾、⁹²¹⁾、⁹²²⁾、⁹²³⁾、⁹²⁴⁾、⁹²⁵⁾、⁹²⁶⁾、⁹²⁷⁾、⁹²⁸⁾、⁹²⁹⁾、⁹³⁰⁾、⁹³¹⁾、⁹³²⁾、⁹³³⁾、⁹³⁴⁾、⁹³⁵⁾、⁹³⁶⁾、⁹³⁷⁾、⁹³⁸⁾、⁹³⁹⁾、⁹⁴⁰⁾、⁹⁴¹⁾、⁹⁴²⁾、⁹⁴³⁾、⁹⁴⁴⁾、⁹⁴⁵⁾、⁹⁴⁶⁾、⁹⁴⁷⁾、⁹⁴⁸⁾、⁹⁴⁹⁾、⁹⁵⁰⁾、⁹⁵¹⁾、⁹⁵²⁾、⁹⁵³⁾、⁹⁵⁴⁾、⁹⁵⁵⁾、⁹⁵⁶⁾、⁹⁵⁷⁾、⁹⁵⁸⁾、⁹⁵⁹⁾、⁹⁶⁰⁾、⁹⁶¹⁾、⁹⁶²⁾、⁹⁶³⁾、⁹⁶⁴⁾、⁹⁶⁵⁾、⁹⁶⁶⁾、⁹⁶⁷⁾、⁹⁶⁸⁾、⁹⁶⁹⁾、⁹⁷⁰⁾、⁹⁷¹⁾、⁹⁷²⁾、⁹⁷³⁾、⁹⁷⁴⁾、⁹⁷⁵⁾、⁹⁷⁶⁾、⁹⁷⁷⁾、⁹⁷⁸⁾、⁹⁷⁹⁾、⁹⁸⁰⁾、⁹⁸¹⁾、⁹⁸²⁾、⁹⁸³⁾、⁹⁸⁴⁾、⁹⁸⁵⁾、⁹⁸⁶⁾、⁹⁸⁷⁾、⁹⁸⁸⁾、⁹⁸⁹⁾、⁹⁹⁰⁾、⁹⁹¹⁾、⁹⁹²⁾、⁹⁹³⁾、⁹⁹⁴⁾、⁹⁹⁵⁾、⁹⁹⁶⁾、⁹⁹⁷⁾、⁹⁹⁸⁾、⁹⁹⁹⁾、¹⁰⁰⁰⁾、¹⁰⁰¹⁾、¹⁰⁰²⁾、¹⁰⁰³⁾、¹⁰⁰⁴⁾、¹⁰⁰⁵⁾、¹⁰⁰⁶⁾、¹⁰⁰⁷⁾、¹⁰⁰⁸⁾、¹⁰⁰⁹⁾、¹⁰¹⁰⁾、¹⁰¹¹⁾、¹⁰¹²⁾、¹⁰¹³⁾、¹⁰¹⁴⁾、¹⁰¹⁵⁾、¹⁰¹⁶⁾、¹⁰¹⁷⁾、¹⁰¹⁸⁾、¹⁰¹⁹⁾、¹⁰²⁰⁾、¹⁰²¹⁾、¹⁰²²⁾、¹⁰²³⁾、¹⁰²⁴⁾、¹⁰²⁵⁾、¹⁰²⁶⁾、¹⁰²⁷⁾、¹⁰²⁸⁾、¹⁰²⁹⁾、¹⁰³⁰⁾、¹⁰³¹⁾、¹⁰³²⁾、¹⁰³³⁾、¹⁰³⁴⁾、¹⁰³⁵⁾、¹⁰³⁶⁾、¹⁰³⁷⁾、¹⁰³⁸⁾、¹⁰³⁹⁾、¹⁰⁴⁰⁾、¹⁰⁴¹⁾、¹⁰⁴²⁾、¹⁰⁴³⁾、¹⁰⁴⁴⁾、¹⁰⁴⁵⁾、¹⁰⁴⁶⁾、¹⁰⁴⁷⁾、¹⁰⁴⁸⁾、¹⁰⁴⁹⁾、¹⁰⁵⁰⁾、¹⁰⁵¹⁾、¹⁰⁵²⁾、¹⁰⁵³⁾、¹⁰⁵⁴⁾、¹⁰⁵⁵⁾、¹⁰⁵⁶⁾、¹⁰⁵⁷⁾、¹⁰⁵⁸⁾、¹⁰⁵⁹⁾、¹⁰⁶⁰⁾、¹⁰⁶¹⁾、¹⁰⁶²⁾、¹⁰⁶³⁾、¹⁰⁶⁴⁾、¹⁰⁶⁵⁾、¹⁰⁶⁶⁾、¹⁰⁶⁷⁾、¹⁰⁶⁸⁾、¹⁰⁶⁹⁾、¹⁰⁷⁰⁾、¹⁰⁷¹⁾、¹⁰⁷²⁾、¹⁰⁷³⁾、¹⁰⁷⁴⁾、¹⁰⁷⁵⁾、¹⁰⁷⁶⁾、¹⁰⁷⁷⁾、¹⁰⁷⁸⁾、¹⁰⁷⁹⁾、¹⁰⁸⁰⁾、¹⁰⁸¹⁾、¹⁰⁸²⁾、¹⁰⁸³⁾、¹⁰⁸⁴⁾、¹⁰⁸⁵⁾、¹⁰⁸⁶⁾、¹⁰⁸⁷⁾、¹⁰⁸⁸⁾、¹⁰⁸⁹⁾、¹⁰⁹⁰⁾、¹⁰⁹¹⁾、¹⁰⁹²⁾、¹⁰⁹³⁾、¹⁰⁹⁴⁾、¹⁰⁹⁵⁾、¹⁰⁹⁶⁾、¹⁰⁹⁷⁾、¹⁰⁹⁸⁾、¹⁰⁹⁹⁾、¹¹⁰⁰⁾、¹¹⁰¹⁾、¹¹⁰²⁾、¹¹⁰³⁾、¹¹⁰⁴⁾、¹¹⁰⁵⁾、¹¹⁰⁶⁾、¹¹⁰⁷⁾、¹¹⁰⁸⁾、¹¹⁰⁹⁾、¹¹¹⁰⁾、¹¹¹¹⁾、¹¹¹²⁾、¹¹¹³⁾、¹¹¹⁴⁾、¹¹¹⁵⁾、¹¹¹⁶⁾、¹¹¹⁷⁾、¹¹¹⁸⁾、¹¹¹⁹⁾、¹¹²⁰⁾、¹¹²¹⁾、¹¹²²⁾、¹¹²³⁾、¹¹²⁴⁾、¹¹²⁵⁾、¹¹²⁶⁾、¹¹²⁷⁾、¹¹²⁸⁾、¹¹²⁹⁾、¹¹³⁰⁾、¹¹³¹⁾、¹¹³²⁾、¹¹³³⁾、¹¹³⁴⁾、¹¹³⁵⁾、¹¹³⁶⁾、¹¹³⁷⁾、¹¹³⁸⁾、¹¹³⁹⁾、¹¹⁴⁰⁾、¹¹⁴¹⁾、¹¹⁴²⁾、¹¹⁴³⁾、¹¹⁴⁴⁾、¹¹⁴⁵⁾、¹¹⁴⁶⁾、¹¹⁴⁷⁾、¹¹⁴⁸⁾、¹¹⁴⁹⁾、¹¹⁵⁰⁾、¹¹⁵¹⁾、¹¹⁵²⁾、¹¹⁵³⁾、¹¹⁵⁴⁾、¹¹⁵⁵⁾、¹¹⁵⁶⁾、¹¹⁵⁷⁾、¹¹⁵⁸⁾、¹¹⁵⁹⁾、¹¹⁶⁰⁾、¹¹⁶¹⁾、¹¹⁶²⁾、¹¹⁶³⁾、¹¹⁶⁴⁾、¹¹⁶⁵⁾、¹¹⁶⁶⁾、¹¹⁶⁷⁾、¹¹⁶⁸⁾、¹¹⁶⁹⁾、¹¹⁷⁰⁾、¹¹⁷¹⁾、¹¹⁷²⁾、¹¹⁷³⁾、¹¹⁷⁴⁾、¹¹⁷⁵⁾、¹¹⁷

は、6年9月に島根県布達（無号）で「各区内村々当田方ノ儀、既に水旱ノ両災ヲ受ケ候ニ付而ハ検見入相願候村々多分可有之」なので、『田方検見手続書』（10カ条）と『発酉田方御検見内見帳』の雛形とを布達している¹²⁾。

山梨県の場合、前から検見村と定免村とがあったが、明治5年に検見を出願した村は300余村におよんだ。9月23日から半月間の予定で租税寮から官員達が出張し、分担して検見にあたった。出張官員は規準を協議し、『田方検地ニ付心得方其外申合書』をつくり、統一をはかっている¹³⁾。

検見規則が定められる以前にも、前掲の明治元年会計官通達にもとづき新政府のもとで検見が行われ、耕地絵図が作成されている。検見規則が以上のようなものであったので、検見の仕方および手順は検見規則と大差がなかった。

東京西郊の武蔵国荏原郡太子堂村（現在東京都世田谷区）『御用留』によれば、明治2年7月12日付で、荏原郡下北沢寄場に品川県から「其寄場組合、旧旗本上知村々者、当田方内見帳並耕地絵図共相仕立、来月二日迄差出、改ヲ請置可申候。尤無揃者、追而認入候様可致候。右之通り相触候条、得其意組合村々上知江早々相達可申もの也」との達があり、下北沢寄場役人は16日付で、「右之通り御沙汰ニ付、則写ヲ以御廻達申上候間、御布令別紙へ御写取、高札之傍ニ御張出可被成候後、御触者上知御村々而已御承知、来月二日迄田方内見帳並耕地絵図等御役所江御差出可被成候。且此状早々御順達留り村より御返却可被成候。以上」と関係村々に回達を出している。すなわち、旧旗本領の村々では、8月2日までに田方の内見帳と耕地絵図を提出し、「改め」を受けることが命ぜられた。

さらに、9月13日付で「当田方破免検見入相願候村々ハ……刈旬十日前絵図・内見帳等取揃可願出候」との品川県の達が回状としてまわされた。16日に下北沢村役人重蔵の名で池尻・池沢・三宿・太子堂・代田・松原・赤堤・経堂の各村の村役人に回状が出されたが、次のようなことがみられる。¹⁴⁾

……当田方之儀ニ付而者、御上におゐても悉御心配被遊、早ク内見帳等の模様立毛御覽被遊度思召之様子、時宜次第惣御検見入も可被遊哉之様子……兼而被免相願候村方者、来ル十五日迄ニ内見帳並絵図面可差出旨、御役所より御廻達有之、仍而者御検見御願被成候村方者夫迄ニ差支無之様御支度致置可被成候……

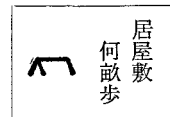
この検見用の耕地絵図調製に関して、9月14日付の下北沢村の年寄より組合村に対する次の回状がまわされている¹⁵⁾。

……村絵図御談御座候処、所々承合候得共、区々不同之御談ニ而、大森辺者、美濃紙四枚はぎニ而、田畑山之色分、家居少々書入、端江村高其外認、尤農間稼者無御座旨、三役人調印差出候由、図中江者字反別等更ニ不書入候趣ニ付、当最寄迎も図中江書入者余リ不致事ニ仕度、大サハ最早御村々毎ニ御認メ相成間、大小有之候共宜敷ク奉存候間、外最寄も美濃四枚より八九枚迄位之絵図認差出候様子ニ付、先者図中書入者手間も却而不宜哉と愚察□□不取敢御廻達申上候。

これに関して、已10月4日付の下北沢村役人から14カ村に対する通知の追書に、「追而申上候。先日御認メ御遣被成候村絵図之義相伺候処、左之通り雛形御座候」と下記の規範を掲げている¹⁷⁾。

一、字境者 ⊖

一、居屋敷者



一、道巾何間尺と書入、何所より何所迄村内道法何丁。

一、高外之分何町何反何畝ト其所江書入。

一、用水之巾何間尺深サ何尺位。

一、字限反別

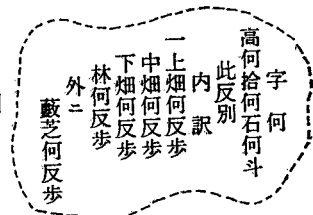




図2 明治2年の武州新座郡下新倉村耕地絵図（和光市・柳下廓次氏所蔵）

一、社寺御除地何反歩。

但シ高反別不相分候ハハ見在之反歩ニ而宜敷。

一、同何木森、何尺廻りより何尺位迄、凡何本。

余者先日之凡振合ニ而、合高反別、内訳者上中下田畑林並小物成場ハ運上高迄認メ候事。

一、絵図大サハ六尺四方、道法リ正拾丁位迄ヲ認メ、用紙ハ西之内。

絵図来ル十五日まで延相願置候得共、可成ハ出来次第可差出旨被仰渡候。

図2は武州新座郡下新倉村（現在埼玉県和光市域）に関する明治2年8月付の耕地絵図である。下新倉村は江戸時代末には旗本領（酒井家）で、維新後は政府の直接支配地となり品川県の管轄下に置かれた。この耕地絵図は、以上の荏原郡における耕地絵図提出の達と同じ指令によって作成されたものである。

3 耕地絵図とその特色

耕地絵図の内容と形式に関しては検見規則で特に規定されていないが、これも従来のやり方を踏襲し、伝統的な手法によって作成された。

江戸時代の検見における耕地絵図の作成目的、その内容および形式については、大石久敬『地方凡例録』（寛政3年）の「検見仕法之事」（巻3）に次のように記述している。

検見以前に村役人地主立会、悉く見分いたし不同なきやう有体に内見帳を仕立、役所へ差出させ篤と算を入れて相改む。尤も役所より遠村の分は、前夜泊り村へ持参いたすべき旨を申触、取寄て相改むべし。村方耕地絵図も内見帳と一緒に差出すべし。絵図の仕方は先づ総村の形を引き、隣村の地境を何村と記し、居村百姓家居ある所を書載せ、耕地あるも耕地落なきやうに田畑を凡そに分けて相糺し、耕地に小字を書き、一耕地限に田の反別を凡に記し、墨引絵図にて差出すべし。尤も山川あらば是又記すべし。耕地絵図なくては村方の方角も知れず、又村によりて検見に馴

れ、横着なる村役人等へ案内のとき、出来方宜しき耕地を低合に附け内見帳を少きやうに致し、其耕地へは案内致さざることも有ものなり。(以下略)¹⁸⁾

……若し内見帳と立札との相違はなきやを相糺し、胡乱^{うらん}の儀もあらば立札を残らず取上げ、内見帳に突合せて吟味いたすべし、……若し隠田等のなきため検見絵図内見帳に添て差出し置に付、字限り引合すべし。右絵図ハ村絵図を墨引に写させ、田のある耕地の物陰等まで字限りに相記し、内見帳写に引合せて見るべし。左なければ落地あるものなり。(以下略)¹⁹⁾

また、検見出立に先だって代官が出す回状の認め方として示した範例文に、「検見絵図仕立、内見帳に相添差出すべく候。尤も村絵図を以て墨引に相写し、田畑相分り候様、田方ハ帳面に引合せ字書記し、尤半紙二三枚²⁰⁾統にて相納り候様、小く仕立差出すべく候」とある。さらに、同書巻4の「耕地絵図認方の事」には、耕地絵図の雛形(図3)を掲げ、

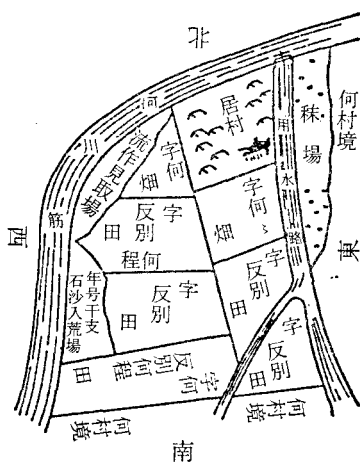


図3 『地方凡例録』所載の耕地絵図雛形

是は検見以前、村役人地主立会、不同なき様立生見分いたし、内見帳を差出すとき、其村々の耕地絵図右のことく認め差出すべきことなり。右の通絵図なくては村方角も知れざる故、内見帳と共に差出さすること也。但

し飛地他領入組の地処は夫々色分いたすべし。²¹⁾と述べている。

つまり、耕地絵図とは検見用の絵図であり、内見帳とともに提出させられたが、村絵図をもとに墨で描いたベースマップをつくり、田・畑・屋敷その他のことを記入したもので、村あるいは字を単位に調製された。現地で、その村全体の概況を通覧し、全耕地の所在地域を把握することが主目的であった。したがって、絵図はあまり大判とならないように描かれた。

図4は、武蔵国豊島郡戸塚村と大久保新田(現在東京都新宿区戸塚町地域)の兼帯名主であった中村家の文書に残る耕地絵図の雛形である。裏に「誰御代官所 何国何郡何村耕地絵図此通見成シ掛紙ニ可認」と記している。²²⁾

図4には、凡例の他に次のようなことが記載されている。

検地帳之字不残朱筋可入事。
御朱印地除地除地等可認入事。
堂社大木大石其外目印可成類可書八事。
山境ニ而も都而村境飛墨打可申事。
北を真下ニ置いて図取可致事。
此色沢村形ニ寄此場所ニ不限明キ有之候所に可認入事。
新田致に有之分ハ何新田と認メ、色沢ハ本田畑同様ニ而別段新田ハ色沢不及事。
切添地開試作致シ候所村方ハ、本文絵図面ニ認、色沢いたし、字を記可申事。
美濃紙大半紙の類で枚継、大村ニ而も三枚継を限縮可認事。

また、隣接村については「誰御代官所 誰知行所 何国何郡何村」とあり、一隅には凡例を示し、さらに「何之誰御代官所何国何郡何村 名主誰印 年寄誰印 百姓代誰印 年号年月」の記載すべきことを示している。記入文の字の配置などの様子からすれば、雛形を書写したもので、『地方凡例録』所載のものよりも具体的に耕地絵図内容および図式を示した雛形が提示されていたことが明らかである。前掲明治2年の太子堂村御用留にみられる雛形および下新倉村の耕地絵図は、基本的にこれと同じである。

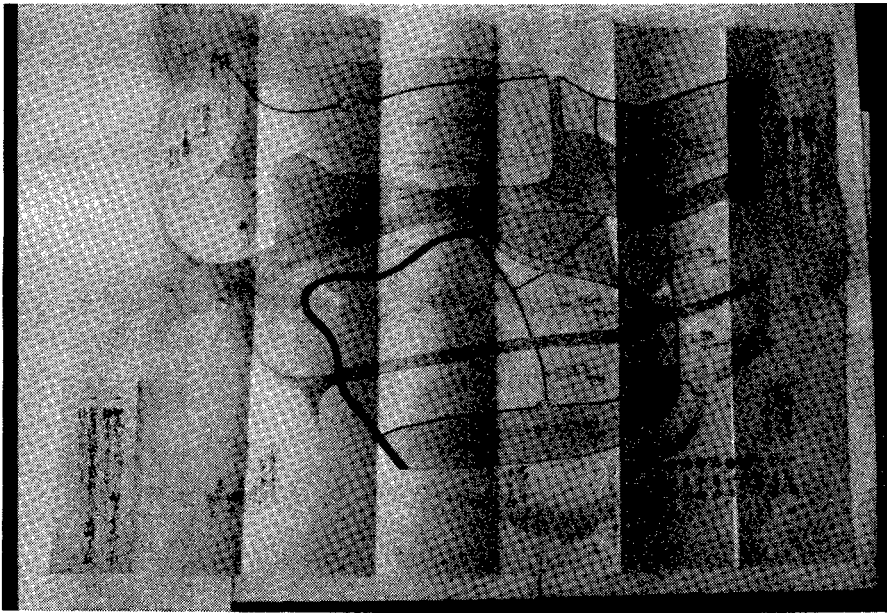


図4 江戸後期の耕地絵図雛形（東京都新宿区立中央図書館・中村家文書）

島根県『田方検見手続書』では、「耕地絵図ハ一村美濃紙一枚ニ致シ、大村ハ二枚継ニテモ不苦、田ハ黄色、畑ハ茶色、道ハ赤色、溝堀ハ青色、山野ハ緑色ヲ用、人家ハ形ヲ画キ、内見帳一同可差出候」（第4条）と大きさと彩色の色とを規定しているが、それは図4の雛形と同じで、従来のものを踏襲している。なお、早稲と晩稲との作立両度に検見を受けることは難渋であるので、「内見帳絵図面建札トモ取扱方同様ニ候間、早稲晩稲共絵図面ニ色分可致事」（第2条但書）としている。山梨県出張員申合書では「耕地絵図中今年毛上ノ甲乙大略書入シムヘキ事」とし、さらに「上中下各毛之反別内見帳ト実況相違有ト見込候ハハ悉皆調査申付候上見分致事」にしており、耕地絵図は単に耕地の所在場所を示すだけでなく、村民からの作柄申告の内容をも含んでいた。

耕地絵図は既製の村絵図を基図として描かれたが、村絵図は実測にもとづいて分間絵図が作成されていた場合が多かった。しかし、耕地絵図は以上のような役割のものであったので、縮小された場合もあり、縮尺は記載されていない

ことが普通である。また、方位を明示することはこの地図の重要な必須条件であるわけで、その方式は、東西南北の4方角を図の周辺に文字で記入する当時の絵図の形式をとっている。戸塚村における雛形で指示されているように、南を上、北を下にしたものが一般的である。

耕地絵図は内見帳と一緒に差出させられたが、内見帳は1村の田畑の石高および引高を記し、各筆に関して内見の結果を記載した帳簿である。すなわち、内見とは、村民自身が稲の作柄を調査し、各筆の等級を判定することを行い、検見を受ける村では地主・村役人などが立会って内見を行い、1筆ごとの所在地・地目・反別・作柄・引高・作人名などを列記し、地目別の合計反別をつけた内見帳をつくり、事前に耕地絵図を添えて提出した。検見の当日、実地臨検の役人が村境にいたると、まず耕地絵図で巡視の順路を指定した。実施検査は、耕地絵図および内見帳と引合せながら行われた。検査で落地が生ずるのを防ぐためにも耕地絵図は携行されたが、各筆については描かず、各筆に関しては内見帳に記載するのが原則であった。また、山梨県の

場合のように耕地絵図を作柄の申告に用いた例もみられたが、字別に地目・反別の記入が普通であった。

明治初年に作成された耕地絵図が、このように各筆の状態には主眼が置かれず、村を単位とし、村域における田・畑・屋敷の所在・分布を示すことに重点が置かれたのは、貢租徴収がなお村を単位とし、年貢は村割付けをなされていたことに因由するのである。したがって、狭く解すれば地籍を示した地図ではないが、それは内見帳とセットをなし、内見帳と対照すれば地籍の実態が知られ、広い意味では地籍図の1種と見做されよう。

II 壬申地券発行における地引絵図

1 壬申地券交付と調査作業

壬申地券と発行の経緯 旧幕時代の城下は武家地と町地が区画され、武家の屋敷地は藩主の領有地で、居住者には所有権がなかったし、課税はされなかった。明治元年12月8日太政官布告第1096号²³⁾で土地私有を認めた明治政府は、武家地における土地の所有権について設定・整理を行い、これを処理する必要に迫られた。また、町地については江戸・京都・大坂・奈良・堺・松江・高田などでは古くから地子（地税）免除で、他の市街地（都市）でも租税はきわめて軽かった。四民平等を謳う新政権とすれば、市街地（武家地・町地）と郡村部（農村）、つまり士商工と農との負担の均衡に配慮する必要があった。

なかでも東京は、明治2年11月の太政官達で府下の武家地は東京府の管轄とされたが、幕藩封建体制の解体とともに大名とその家臣団の国元への引揚げ、徳川家と旗本の駿府移動によって、武家地が大きく変質し、町地との区別が出来ない有様となった。そこで、明治4年12月27日に太政官布告をもって「東京府下従来武家地町地ノ称有之候処、自今相廃シ、一般地券発行、地租上納被仰付候」と、東京府下の市街地（旧江戸の府内）に沽券税法を実施することとし、地券を発行することにした。すなわち、武家地

・町地の区別を撤廃し、所有権を地券の交付で認証し、これにもとづいて地租を賦課することにした。明治5年正月に大蔵省租税寮は東京府に対して『地券発行地租収納規則』（28カ条）を通達し、東京府は2月10日に府達をもって『地券申請地租納方規則』（24カ条）を通達しているのである。

政府は明治4年10月8日布告で地子免除のことを廃止したが、2都・開港地と旧幕時代に無税あるいは地子免除や軽税であった城下町などの市街地についても、沽券税法を施行することを意図した。すなわち、大蔵省は東京府の規則を各府県に回付し、「各地方之内地子免許ノ場所エモ追々推及御施行ノ管ニ候処、土地ニ寄り従来ノ慣習モ可有之ニ付、夫々御取調可相成管」（5年正月租税寮達）と達している。横浜港では5年に地券を発行したが、各府県はこの規則に倣って規則を制定して翌6年あるいはそれ以降に地券交付を実施した。

たとえば、静岡県では明治6年12月15日に次のように通達²⁴⁾、地子特免の廃止と地価百分の一の沽券税賦課にとまなう地券の交付のことを決めている。

従来武家地町地之称ヲ廃シ一般沽券税法御施行相成候ニ付而ハ、地券代価百分一当明治六年ヨリ収納相成候間、其段兼而相心得可罷在候。尤地券ノ義ハ取調出来ノ分ヨリ追々相渡候事。

右之通沽券地所有之四民エ相達可申事。

宇都宮県の場合、次のような達を出している。²⁵⁾

宇都宮町之儀、今般検査ノ上、適当ノ地券金高取極メ券状相渡候ニ付、従来之沽券地ハ精細之絵図面、地所坪数並区号町名番号、所持主姓名、沽券高現今之代価等別紙雛形之通一町一帳ニ致シ、八月五日迄ニ可差出候事。

但方今代価不相当之儀認出之節ハ、吟味ノ上処置振モ可有之候間、全ク適当ノ代認可差出事。

右之趣区内無遺漏可相達候也。

壬申七月十九日

宇都宮県

なお、税率は地方によって必ずしも同一でなく、弘前では「従前地子金上納之地」であるので地価の100分ノ2.5とされた。²⁶⁾ 明治6年7月の地租改正法公布によって全国的に統一され、郡村と同じく地価の100分ノ3に改められた。

また、土地取引の慣習として沽券状の制が地方的に行われていたが、明治5年2月15日に「地所永代売買従来禁制ノ処、自今四民共売買致所持候儀、差許候事」との太政官布告（第50号）を公布し、寛永20年（1643）の土地永代売買禁止令を解除した。同2月24日に大蔵省達第25号で『土地売買譲渡ニ付地券渡方規則』を定めて、売買の場合には「地券ハ地所持主タル確証ニ付」（同上規則第6）として、所有権の公証を地券交付で行うことにした。

この規則で「従来ノ持地ハ追テ地券渡シ方ノ儀相違事」（第13）として、持地にもやがて地券を授与すべきことをいっているが、7月4日には一般の民有の地所すべてに地券を発行することを通達した（大蔵省達第83号）。土地売買の都度交付するものであったのを、売買に関係なく、全国一律に発行することに改められた。

この一般地券の性質については、印旛県が発²⁷⁾行の趣旨に関して布達した壬申10月第15号達に、
……地券ヲ庫中ニ有スル者ハ則チ其土地ヲ
庫中ニ蔵ムルモノニ同シフシテ、各所有ノ確
ナル政府ニ於テモ始テ保護スルノ術ヲ得ヘシ。
故ニ言フ土地ヲ所有スルノ確実ナランコトヲ
欲セハ人民悉ク速ニ地券ヲ乞フヘキモノ也。
と具体的に述べている。また、同県の『地券所持心得』（壬申10月）では、次のように述べて²⁸⁾いる。

人民一般其土地ヲ所持スル上ハ、則金銭器物ヲ所持スルモノト同一ノ理ニシテ、他人ハ勿論政府ト雖トモ猥ニ是レヲ取上ケ又束縛スヘキ謂レ固ヨリアル事ナシ。

すなわち、市街宅地の地券を発行の端緒として、郡村の耕宅地などにも地券を授与することになった。いわゆる壬申地券である。以上のような経過を辿ったことは、旧幕時代に農村部（農地）と城下その他の市街地（宅地）とは租

税に関する取扱いが異なっていた点にもとづくもので、市街地券は課租のためであり、沽券税法の施行をとめない、郡村（地方^{じかた}）地券では貢租の制はまだ変更されず、それは土地所有の公証であった。壬申地券といっても、市街地券と郡村地券とは性質が異なるものであった。しかし、これによって私有の権利が確認され、所有権が証拠だてられることとなった。

交付申請手続と地券大帳 民有地の全般に地券を交付するためには、まず地所1筆ごとの地目・反別・地価および所有者を確認することが必要である。各筆について取調べを行って『調帳』『一筆限取調帳』などと称される帳簿が作成され、また『名寄帳』がそれにもとづいて調製された。交付は売買譲渡のときと同様に出願制をとり、交付願いは戸長が調査書類に依拠して作成し、一括して府県に申請した。

地券交付の台帳は、明治5年2月に達された『地券渡方規則』で規定された形態が基本的に踏襲された。すなわち、地券渡方規則では地所売買譲渡の節に地券を交付する場合、府県において元帳を作成するものとし、この元帳を地券台帳と称した。それは地券およびその副本とともに割印をし、副本を台帳に加綴した。つまり、交付の申請があったものについて発行したので、地券台帳はその分を記録した発行台帳であった。全体について調査して台帳をつくり、その台帳にもとづいて発行するという順序ではなかった。全国一般発行となるにおよんでも、これは継承された。したがって、それは地租賦課の基本帳簿としての役割をもったものではなかった。

5年7月に地券が全国一般発行となった節、若干の改正が行われたが、8月28日の規則改正で地券台帳は地券大帳と改称され、「地券大帳ハ二ツ折帳ニ仕立、半紙ニ二筆宛記載シ、券状ト割印」することになった。²⁹⁾ また、9月29日には後述のように1筆図（坪詰図）を大帳に綴り込むことが指示された。

なお、帳簿名については、明治9年3月13日に地租改正事務局別報で地券台帳雛形が達され³⁰⁾て、再び地券台帳が用いられるようになった。

調査の基本方式と地引絵図提出 壬申地券交付の調査作業については、地券渡方規則および明治5年9月4日大蔵省達第126号による追加条項（第15条～第40条を追加）によって大綱が定められた。これはその後に数次の増補がなされたが、各府県はこれにもとづき更に具体的に規定した規則や心得書を作成して布達した。葦山県の例をみると、地券取調担当官員（地券掛および戸長・副戸長）の他に地券取調御用掛を選任し、1郡を単位とした受持地域（6～10区、100カ村前後の村を包轄）を定め、受持地域を巡回して推進と監督にあたれたが、地券取調申告書を作成している。³¹⁾

土地および所有者に関する調査は、原則として縄・竿入れ調査（実測）をせず、簡略に行う方針がとられた。明治4年7月14日に「政令ニ帰セシム」る目的で廃藩置県を強行し、朝廷雄藩連合体制に終止符を打って集中統治体制を整えたが、政情がまだ不安定なだけに、政府は反撥を避けて、民衆を刺激しない方法がとられた。すなわち、たてまゑとしては、所有者自身の調査と自主的な申告を基本とした。調査方式の概要は、広島県からの伺いに対する『租税寮改正局日報』第6号に掲載された次の同局指令に示されている。³²⁾『租税寮改正局日報』および『租税寮改正局別報』は印刷配布され、掲載された伺いおよび指令は地方庁における指針・参考に供したものであったが、事実上は法令としての効力をもったのである。³³⁾

反別等持主申立ヲ以検地帳ニ引合セ、相違無之分ハ勿論歩増相成候分ハ実地竿入検査ニ不及据置之積、尤境界錯雑取調差支候向又者減歩相成候分者、其村総而之地所一筆限帳地引絵図為差出実地照合、落地無之様注意いたし地券可相渡事。（壬申8月晦日）

つまり、地所各筆の面積については、まず所有者に申立てさせることにした。筑摩県の例で「今般地券取調ニ付テハ漏地無之様縦横相改、地引絵図相添一筆限り帳為差出」ているように、第1段階として、各筆の所在場所・申告反別・所有者名を記載した一筆限帳＝地引帳と、これ

らの事項を地図化した地引絵図とを提出させたのである。入間県や埼玉県では『調帳』と称しており、その基礎として『地券事下調』が調製された。地引絵図に関しては、地券渡方規則で「従前切畝歩ヲナシ検地帳・名寄帳・小前帳等ニ符合セサルモノアルモ、総テ現地ノ景況ニ随ヒ地引絵図ヲ製シ進達スヘキ旨説示スヘシ」（第23条）と、現在の実況を描図すべきことを指示している。

調査の具体的な手順について、度会県の例で³⁴⁾は、地券交付の基礎帳簿として『現地反別一筆限取調帳』を浦・村単位で調製することとし、明治6年1月17日に『現地反別一筆限り取調仕立方箇条書』を各小区の仮戸長に伝達した。それは23カ条からなり、「料紙ハ、半紙七行之罫ヲ可用事」とし、田畑・宅地・山林・原野・共有地・共有山林・郷蔵敷地・墓地・寺社地などに関して記載の仕方を示したものである。同県では『地券のさとし』を各浦村に配布したが、それには「別段検地竿入などのむつかしき手数に及ばず、其持主の平生心ニ何反何畝と覚へ候まま増減なく書出すべき随意之仕法なれハ…」とあり、実際の取調帳には「元拾八歩・六分増」「上畑で拾七歩・九分増」というように、従来の年貢との増減比較を記載している。

これに関連して作成された村図は、略図的に各筆を区画し、地番を記入している。その標題は「度会県管下大七区 紀伊国牟婁郡小三ノ区向井村図面」というように記している。³⁵⁾明治6年3月9日に度会県地券係が小3区に実地調査で出張した節、各浦村の総代と頭百姓は現地反別一筆限取調帳と地図を持参して出頭するように命じている。6年2月末が現地反別一筆限取調帳と地図の提出期限であったが、完成したのは12月で、次いでこれを台帳として地券の交付が行われた。

提出された地引帳および地引絵図による申告と、検地帳（小前帳・高反別帳・名寄帳・小拾帳などを含む）とを照合することが第2段階である。相違がない場合と増歩の地所は申告の反別を採択して実地検査を省き、減少の地所だけ

竿入れ検査を実施することが第3段階で、その結果が事実であれば認めることにした（地券渡方規則 第23, 24条）。

すなわち、壬申地券は、その発行にあたって各筆を実測して券面記載の反別としたものではなかった。検地竿入れなどを行わず、所有者の申告にもとづき、検地帳記載の反別を基準とし、査定することを基本とした。調査は簡略を原則とし、農民の所持地およびその面積の把握は、従前の公簿が土台にされたのであった。

熊谷県は租税寮改正局に「地券取調ニ付テハ村々現在之反別悉ク従前之帳簿トハ不同相生シ申候。就テハ本年新規定免ハ不及申、検見等ニ相用候反別ハ右ニ基候様可仕哉、又ハ大同小異ニテ格別之入狂ト無之分ハ、従来之帳簿ヲ以テ取調候様可仕哉」と伺いを出しているが、「従前之反別相用可申事」と指令され（明治6年7月20日指令）、検地帳の記載反別を根底にすべきことが確認されている。³⁶⁾

作業の手順については、宇都宮県『地券取調規則』（明治6年4月9日）に次のように要約している。

村々地券調方手続之儀ハ、第一地押之上、野帳ニ書取、検地帳其他名寄帳割付帳等可突合書類ハ突合済之上、下ケ渡候雛形ニ倣ヒ下絵図ヲ製、其下絵図ヲ以一筆限帳下帳ニ製シ、巨細検査ヲ受、其上本紙ニ清書イタシ、其村惣代並担当者之者ニ為立会、其区戸長副ニ於テ割付等ハ突合、一筆毎ニ其戸副之内突合済之検印ヲ押シ、別ニ地券願帳相添、都テ書類済之上絵図面清書可致事。（第1条）³⁷⁾

以上のような仕方は旧幕時代の地押の方式であり、手順などもこの慣例に従っている。しかし、ある程度、実測調査も行われたのであった。後述のように検地帳がなかったり、現実と合致しないものとなっていたりして、一村地押などを行って、土地所有の実態を把握しようとする方法もとらざるを得なかった。

地押については、『地方凡例録』（巻2）に「田畑上中下の位付、高石盛も前々より在来通りにて差置、縄竿を入れ反別を改るを地押とも、

地詰とも云、其仕方ハ検地に替ることなし³⁸⁾と説明している。すなわち、隠田の告訴や村からの出願あるいは地所に関して紛争があって実地検証の必要が生じたとき、田畑の等級や石盛には触れず、反別の測量だけを実施し、以前の検地の反別が適正であるか否かを調査する検地の一形式を称した。

また、地引帳^{じびきちよう}は検地準備の書類として、検地すべき土地について1筆ずつその字名・地目・反別・持主などを列記し、村から検地奉行に提出させたもので、この帳簿は美濃紙の横綴りとされた。地引絵図はこれに添付した地図で、村界・隣村名・山川・道路などの実形および各筆の区画・地目・反別などを図示した。貞享3年（1686）3月の検地に関する覚に、「³⁹⁾検地は百姓進退極所候間、別而入念縄目不詰様可相心得、之先其邸々田畑上中下野山林地川除有之処は、村々より絵図為致取之、其上委細乞見分、大概を極正路に地詰可致事」とある。

要するに、この地券交付の調査の方法は、旧幕時代における地押の仕法が踏襲された。地引帳・地引絵図など村方の提出書類も、従来の慣例に準拠したのであった。

調査の単位地域と調査担当者 壬申地券および地券大帳における地所の所在地と土地所有者の住所については第何区が使用されているが、地券発行の調査は村町を単位として行われ、地券大帳は「村限り」と規定され、地引絵図も村町単位で作成された。⁴⁰⁾

区制は、明治4年4月4日の戸籍法の太政官布告⁴¹⁾にもなつて戸籍事務を遂行するために（戸籍）区が設定されたことに始まる。⁴²⁾区内の村ごとに戸籍吏として戸長・副戸長が置かれ、⁴³⁾村の名主・庄屋がこの職についた。このような任務であった戸長と副戸長に地方長官がその地域の土地・人民に関する事務をも取扱わせたので、県治の下部機関的な役割を担わされるようになったが、明治4年11月4日に県治条例の発布によって県治組織として郡・村町に代って大小区制が制定され、大区に区長、小区に戸長が置かれ、戸長は行政職に変わった。⁴⁴⁾5年4月5日

には名主・庄屋・年寄などを廃して副戸長が置⁴⁵⁾かれた。この新しい行政組織の大小区制の下において、旧来の「村」は制度的にまったく埒外に置かれ、無視された存在であった。つまり、地方の旧勢力を抑圧し、農民一揆の細胞ともなる旧村を行政組織からはずし、地方行政の新政府による統制強化の体制が形成されつつある時点であった。

それなのに、この調査作業が旧村を単位に実施されたことは、年貢がなお村割付けを行っており、新しい行政組織が制定されても早々でなじまないという点があったにしても、この調査では検地帳・名寄帳などが基礎とされただけに、旧村を単位にせざるを得なかった。

調査および交付の直接的な事務については、戸長および副戸長があたりされた。さらに、郡に1名の地券取調掛を地元から選んで任命し、月給を支給し官吏として、県庁地券取調掛の指揮で執行させた。この郡の地券取調掛は「郡中之者」「郡中附属之者」と呼ばれた。⁴⁶⁾ 葦山県の例でみると、地券取調担当官員（県庁地券掛および戸長・副戸長）の他に地券取調御用掛を選任し、1郡を単位とした受持地域（6～10区・100カ村前後の村を含む）を定め、その区域を巡回して推進と監督にあたらせている。御用掛は村方と担当官員との間にあって、円滑な進行をはかる役割が負わせられたのであった。⁴⁷⁾

しかし、実際上は、旧村の代表者・有力者である戸長・副戸長に頼らざるを得なかった。すなわち、山形県から次のような何書が租税寮改正局に出された。⁴⁸⁾

地券相渡候ニ付、村々戸長副戸長其外実地適任之者ヲ撰ミ、一郡老人ツツ地券取調掛可申付御布告モ有之候処、管轄惣高四十万余之石数地方数里ニ相隔リ、且旧封犬牙相接、税法各異之土地柄故、彼是事情不同有之、所詮老人ニ申付始終担当為致候ヨリハ各其地之戸長副戸長へ其近傍区内之取調申付候方便利ニ付、月給旅費ハ始終一郡老人之分ヲ各区数人ニ分与致シ、各地旧来之税法相心得候者ヲ臨時召使ヒ、適宜之取計致度

といているが、これに対して「書面申立之通聞置候事」と指令し（壬申10月19日）、このことを『租税寮改正局日報』に掲載しているので、このような扱いは山形県のみの特殊性ではなかったとみられる。

地所位置の表示法として地番設定 地券交付にあたっては、その地所の位置を確認し、場所を明示することが必要となる。各筆の所在位置を表現する方法として、1筆ずつに地所番号、すなわち地番を付けることが実施された。

「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」（明治5年2月24日大蔵省達第25号）における別紙の「地券之証」の雛形には、各筆の地目反別の肩書に「某国某郡某村之内 何番」と記載することが定められている。⁴⁹⁾ 地券には「〇〇国〇〇郡〇〇村（之内）字〇〇第〇〇番」（郡村地）あるいは「〇〇国〇〇郡第〇大区〇小区〇〇町〇〇〇番地」（市街地）というように、地所の字名と番地とが持主名の上に記された。

すなわち、明治5年1月の東京府への大蔵省達「東京府下地券発行地租収納規則」においては、「従来の沽券地ハ区号町名番号所持主名…」（第8条）とあり、同年6月27日大蔵省から東京府に通達した地券の雛形には、「第何大区何小区 何町何丁目何番地」と地番を記すことが示されている。⁵⁰⁾ また、東京府から租税寮改正局に地券大帳の記載は「字番号順ヲ以書認候儀ニ付仕立方手間取可申……」との申立に対し、「地所之字番号等明細書記可致」と同局は壬申9月24日に指令しており、大帳は地所番号の順に記載することが指示された。⁵¹⁾

郡村地に関しても、青森県が地券渡方について改正局に伺いを出した1項目に「地券相渡候節券面へ字を記入するは勿論、従前より番号無之分は新規一村限番号を記し相渡申度候」といい、改正局は明治5年10月12日に「申立之通」と指令、これを『租税寮改正局日報』第30号に掲載して各府県に対する指示としている。⁵²⁾ また、同上日報の第9号における壬申8月晦日付の新潟県伺いに対する指令にも、新田の地所番号について「検地帳之年歴順を以本田新田とも打込

之番号＝為書出可申候哉」に、その通りに「相心得事」とし、さらに「地券番号之儀、管下村々押通之番号に而渡し方手順も有之混雜差支申候間、一村限之番号に取調候様致度候」との申出に、「地券番号之儀は……一村限取調へ」すべきであると指示している。⁵⁴⁾すなわち、地所番号は地券証の番号でもあり、原則として1村単位に通し番号が付けられたのであった。

地所番号の付け方、その起点をどこにすべきかについては、宇都宮県地券掛が明治6年に地券取調の心得12カ条を布達した前記『地券取調規則』のなかに、

従前之地所番号多ク紛乱イタシ候ニ付、古水帳＝不拘其村方辰巳之角ヲ老番ト定メ、一字毎＝順押＝改メ可申事。但下絵図出来候ハ兼テ不書入検査可請事。(第3条)

と辰巳(南東)の隅を起点にすべきことを指示している。⁵⁵⁾このことは、検地においては村域の東南より打ち始め、西北に終るのが一般的であった点にもとづいたと思われる。⁵⁶⁾しかし、他府県においては、特に規定されなかったようである。

なお、分筆の場合は、新地番を設定すべきことが明治5年7月25日大蔵省達第94号で定められた。しかし、分筆にあたっての新地番設定は順序を混乱させるので、同年9月14日大蔵省達第123号で改められ、何番のうち誰持地とすることにされた。

地番は地所各筆の所在場所の表示法であったが、それは地券番号でもあって、地券および地券大帳などの書類整理の上からも必要で、また脱漏を防ぐにも有効であった。明治6年11月に新潟県第16区小9区の戸長が地券の申請にあたって、「竿打番号之序次奉候候間、乍御手数、番順御記被下度奉願候也」といい、番号を記入した地引絵図を添えているが、⁵⁷⁾書類整理の必要から付けられたことが窺える。

しかし、地所番号のことは、このたびの事業における新案・創始ではない。上掲の青森県伺いにも「従前より番号無之分は」とあり、また既に『検見規則』においても「地所番号等内見

帳へ照シ」(第4条)とあって、耕地に地番が付けられている。さらに、このことは江戸時代の検地帳にも少数例であるが認められる。また、地番を記入した村絵図もみられる。

江戸時代の検地帳では、地番のないのが普通である。地所の特定は、字名のもとに記載された順序でなされた。しかし、享保11年(1726)の新田検地条目では、「関東筋所々新田畑屋敷検地ノ儀、先達テ地所割渡シ有之分ハ、帳口ヨリ番附ノ地引帳申付候上、田畑壹枚限り右ノ番付・反畝歩・地主名書ノ札ヲ建サセ……若反畝歩不知所ハ可致検地順ニ番付ヲキハメ……」とあり、また「野帳ニハ、先達テ割渡或ハ村割ノ反畝歩ヲ肩書ニシルシ、番付不紛、落地無之様ニ可致事」とあって、⁵⁸⁾検地帳の記載順序で地所に番付し、検地は番付の順に行って落地がないようにと指示している。新田検地において地番を付けた例も認められるが、必ずしも全面的にこれが実施されたとはいえない。つまり、江戸時代に既に地番を付けることは行われたが、それは部分的であり、むしろ例外的であったといえてよい。

地所番号と屋敷番号 なお、この地所番号とは別に屋敷番号(戸籍番号)が明治4年に設定された。1地所に関する両者の番号は合致せず、同一地所について二つの番号が併存した。

明治4年4月4日府藩県に布告された『戸籍法』(太政官布告第4号、5年2月1日より実施)によって、前述のように戸籍区が設定され、戸長・副戸長が置かれ、住所表示は屋敷番号で何番屋敷と称することになった。すなわち、戸籍法第7則では「区内ノ順序ヲ明ニスルハ番号ヲ用ユヘシ。故ニ毎区ニ官私ノ差別ナク臣民一般番号ヲ定メ、其住所ヲ記スニ都テ何番屋敷ト記シ、編成ノ順序モ其番数ヲ以テ定ルヲ要ス」としている。⁵⁹⁾また、「区画七八ヶ村、或ハ十二三ヶ村ヲ合テ一区トナスツイヘトモ、毎戸掛札番号ハ一村々々ニテ止ムヘキ事」と、⁶⁰⁾番号は新設の区を単位とせず、1村単位の一連番号にすべきこととされた。

宇都宮町の市街地券付与に関する宇都宮県壬

申7月19日達で、「從來之沽券地ハ精細之 絵 図 面、地所坪数並区号町名番号、所持主姓名、沽券高、現今之代価等」を別紙雛形の通り1町1帳にした『地所一筆限取調帳』を提出すべきことを通達し、雛形では区号町名番号について「第一大区何小区、河内郡宇都宮、何町何側、何番屋敷」と記載することを示しており、地所番号に何番屋敷と屋舗番号を用いている。このような例がみられるにしても、地券交付における地番と屋舗番号とは別個に設定され、二つが併存した場合が一般であった。

屋舗番号の名称は、府県によって違いがみられた。たとえば、愛媛県（讃岐国）では何番邸ともいい、香川県高松町や愛知県知多郡では何番戸・第何番戸と呼び、浜松県では何番地所と称した。浜松県の「戸籍編輯ノ儀ニ付」布告には、「戸籍編製之儀、地所番号打建寄留人調等致シ候上、本籍之者取調候手續ニ有之……」とあり、また同県では明治6年4月4日布達第26号で家標（標札）を各戸に掲げるべきことを定め、その書式雛形を示したが、それには「何番地所」としている。

2 調査作業の難行と地券交付の中止

調査作業の難行 地券下付のことは、長い間に行われてきた税制、それにもとづく生活慣習を根底から大きく変えることであっただけに、「此度ノ御沙汰ハ土地御買上ケ相成」とか、「万一総検地ニ成ル可ク杯ト無稽ノ説ヲ唱フル者」もあり、あるいは「地券ハ税金増加ノ品ト申ナシ」など各種の浮説が流れ、人心の動揺をきたし、抵抗も生じた。

各府県はそれぞれ『地券のさとし』とか告諭書を公布し、「今般地券御発行ニ而ハ色々ノ噂モ有之由ニ候得トモ……浮説流言等ニ迷ヒ心ノ動クハ人情ノ常ナレハ能々相心得……」（茨城県『地券のさとし』）というように、主旨の徹底と誤解の解消に努めなければならなかった。静岡県では5年8月18日に次のような告諭を出している。

今般屋敷地並田畑共地券（所持之証書也）御渡可相成筈ニ付、自今追々御規則等被出候

儀モ可有之処、中ニハ無謂流言ニ惑ヒ非常之難儀ニ可立至ト存込候輩モ有之哉之由、甚以心得違之事ニ候。畢竟地券御発行之御趣意ハ、深ク衆庶之便利ヲ謀リ、永世之為可相成候様トノ御仁恤ニ候条、決而無益之過慮致ス間敷、且又右等之処ヨリ万一心得違ニ而訴訴茲曲之所為致シ候ニ於テハ因重ニ所置可致条、心得違無之様可致事。

明治5年7月4日大蔵省達第83号の但書に「可成丈至急ニ取計、総テ当十月中ニ渡済相成候様可取計」とされたが、着手した府県から期限通りには不可能という上申が改正局に相次いで提出された。その理由としては、調査が収穫期にあたるなどがあるにしても、大多数は、人民の申立を検地帳など旧公簿と照合することが基本原則であるのに、その困難を訴えているのである。その主要な問題点は、次のようなことであった。

a) 従来、検地帳が存在しなかった地域もかなり広くみられる。

たとえば、新治県は「当県管下常総村々之儀ハ過半旧幕旗本小給所分郷村ニテ、旧来検地帳無之、適宜之名寄帳等ヲ貢租高掛割賦罷在」という有様であった。また、奈良県十津川郷59カ村は高1,000石の地とされてきて、反別に関する公簿は存在しなかった。

新川県の場合は、後に述べる田地割替の慣行があつて「高何百石・免何箇・此定納米何程ト申地租帳ニ而、田畑之訳反別歩数等取調候書類無之」地域で、改正局への伺いに、

当県管下越中国ハ往古ヨリ検地不致仕来ニ而式拾ケ年又ハ変地有之節等鬪取ヲ以田地割替致シ候事ニ付、持高而已ニ而持地無之、地券渡方御規則通施行難仕候。

といっている。割地慣行は後述のように旧長岡藩・富山藩・加賀藩の北陸地方や宇和島藩・土佐藩などの旧領内にみられ、私的土地所有権の確定にもとづく地券交付に障害をなした。

b) 火災・洪水・津波などで検地帳が失われたところも少なくなかった。たとえば、犬上県の伺いに、

村方ニ依リ検地帳焼失、名寄帳之類モ無之、稀ニハ高反別ヲ不唱、其村惣反別而已ニテ、從來小前帳ト唱ヘ銘々貢米辻而已記シ候冊相用來候向モ有之、(以下略)

と記しており、そのために「右等実地一畔ヲ一筆トシ、人民申出ヲ以村惣反別ヘ引合セ、自然減歩相成候節ハ検査一村ニ不及候テハ相難成候処、左候テハ検地之姿ニ相成候儀ニ付⁷³⁾」といて、判断に迷って伺書を提出している。

また、山形県の村山郡・最上郡における鳥居家旧領地域では、後述のように寛永年中に検地帳を藩で上げたので、村々には検地帳が存在しないのであった。したがって、規則通りに調査作業を進めることができなかった。また各人の申告にしても、その合計が村総反別より少ないときは、犬上県伺いにいうように1村検査を実施しなければならぬ事態となり、これでは検地を行わないとする原則に反する矛盾に逢着するのである。

c) 公簿に反別の記載がない地方も広い範囲にみられる。

青森県の東部地域の旧南部藩領では、「北郡・三戸郡・二戸郡之内從來反別調等モ無之、幾刈・幾人役杯ト唱ヘ、公簿ニハ石高而已記載シ、反別不相分、地主共ハ祖先ヨリ之申伝ヲ守リ、是ト申確証無之、実地錯雑曖昧之場所多分有之⁷⁴⁾」という状態であった。

宮城県の場合、「当地方之儀悉皆伊達家旧封土ニテ從來貫高之取扱ニ有之……地所質入書入等之節、都而反別ヲ不用、何拾何文之証書遣取仕來候⁷⁵⁾」であった。水沢県でも「当管下陸前陸中両国共伊達家旧封中貫高取扱ニ而反別之方ニ不相用⁷⁶⁾」であった。かつて丹羽氏領であった福島県安達・安積両郡も東刈の法を用い、反別の記載はなかった。⁷⁷⁾

貫文制は仙台藩だけでなく、東北、関東西部山地、中部、九州など、かなり広く行われていた。1貫文は高10石に相当するとされるが、貫文制や刈・人役・代などが用いられているところでは、公簿に反別の記載がないのである。

d) 田地割替慣行がある地域では、検地が行

われなかったり、行われても一般形式の検地帳が存在しなかった。新潟県の場合、その実態⁷⁸⁾に關し改正局への伺書に次のように述べている。

蒲原郡之内割地ト唱、先前より年限を定耕地割替來候村々之分、地引絵図仕立指支候段申出候ニ付、子細取調候処、田畑検地之地位ハ定有之候得共、同位ニ而も地味之厚薄・水理之順不順・水旱損等之多少も之有候ニ付、前々より何等ニも階級を分ち同等之地毎ニ廉訳ケ致し、其一廉宛を村方軒別ニ割合、夫々無甲乙組合せ候を一軒前と唱、一筆限之如く取扱、有徳之者ハ何軒前も相併所持致し、質入等之節も都而右之定を以て取扱候ニ付、一軒前を二ツニ引分候ハ半割、夫を猶引分ケ候ハ四半割、其半を八半割ト唱、猶八半割を引分ケ十六割に致し、右を裂候を三十二割ニも致し譲渡し來候間、老人別之所持地ハ夫々定り居候得共、纔老反歩之地ニ而モ四五十或ハ百二百ニも引分れ所々ニ散在致し、殊ニ年限を定割替も致し候儀ニ而……

また、七尾県では「検地帳名寄帳等無之、地所一筆限ハ勿論総反別スラ難相分、地券歩数照合スヘキ書更ニ無之、地租改正致サントスレトモ其標的ナク、地券ヲ布ントスレトモ検査可致標的ナシ⁷⁹⁾」と困惑しているが、その実態⁸⁰⁾を伺書で次のように記述している。

地券渡方当県管下之儀ハ……石高を以取扱來、検地帳名寄帳等之類無之、地所持主一筆限難相分、從來田地割ト唱ヘ、一村総百姓納得之上、十八九年乃至二十ヶ年目位ニ者持主総割替致し、一字限鬭取を以銘々地味甲乙割合、数ヶ所ニ而所持致シ、其上畑高之方ハ折歩ト唱ヘ地味に應し夫々歩延有之、且田畑売買之儀等云々ニ而地所之分界更ニ無之、右等之地所分界取極不申内ハ地券渡方差支候……

地券交付の調査作業の根本は地所各筆の区画と反別の把握およびそれらの所有者の確認であるが、このような割替慣行のあるところでは各筆とその所有権者を設定することがまず困難事であり、この確定の仕方の如何は農民にとって重大事であるだけに、その処理には難題を抱え

なければならなかった。田地割替慣行は北陸地方だけでなく、広く全国的にみられた。とくに大河川の中下流域における洪水頻発の低位生産力地帯に多く分布し、地券交付の当時には20カ国におよんでいた。

e) 地形の変化や土地利用の変貌で検地帳が現状と合致しなくなった場合が多くみられた。検地から200年も経過した場合が稀れでなく、そのために「其後洪水地形模様変り、新開荒起等混雑之向」も生じ⁸¹⁾(鳥取県伺書)、「原地ヲ変シ或ハ切畝歩等ニテ実地錯乱、即今検地帳ニ難引合向キ往々有之」⁸²⁾(犬上県伺書)という状況になっているところが少なくなかった。福岡県の伺書では

反別等持主申立を以検地帳引合之儀、当県内ハ兼而申上候通封建中之錯乱ニ而、現今持主申立を以検地帳江引合候とも、十之九ハ符合致間敷……⁸³⁾

と述べている。また、高知県では、

一村総高百石之處、実地百拾石有之、旧来之村高百石は増減不致矢張百石之高ニ致し置、畝延一割之村方と唱へ、貢米迎も右百石ニ掛ル米五拾石ナレハ一割増を以五拾五石為相納候村方有之候得共、一筆限反別点検し候時は検地帳へ引合不足之分も有之……

といい、検地帳に1反とあって実際は2反ある場合、1反数畝と申出たとき、申告のままを規則通りに取扱うべきか否かを改正局に伺っている。⁸⁴⁾

f) 抜高売などによって混乱し、検地帳の記載と突合せが出来ない状態になっている場合も少なくなかった。度会県の場合、検地帳は「往古ノ儘ニテ手入無之、人民売買ノ際或ハ分割或ハ合併、夫而已ナラス地価ノ多数ヲ得ント欲シ抜高売等致シ、地ト高トハ全ク別物ノ如ク相成候ヨリ、今日ニテハ高ハ其戸ニ附キ候戸別高ノ姿ト成リ、混雑紛擾不ト方候間、其売買致シ候原由ヲ糺シ検地帳ニ突合取調候事者迎モ無覚束次第……」⁸⁵⁾と述べている。また、堺県では、

管下地券取調中、旧地主買受人と示談之上従来買地を無税同様之姿ニなし、土地而已買

受人ニ譲渡、高ハ旧地主方ニ残置、其貢税諸掛物等は旧地主相弁居候類有之、爾来旧地主買受人共其地を離れ漸々持主相変候ニ付而ハ、残高無余儀其村中ニ引請、弁米致来候処、今般検査致し候得共、何れ之田畑ニ合併相成居候哉難分……⁸⁶⁾

という状態となっているのである。

近畿および西日本では、売買・質入による農民相互間の土地移動で、1村合計では検地帳に合致しながらも、人別あるいは1筆ごとでは全く一致しない事態が生じていることも少なくないのである。⁸⁷⁾

一村悉皆地押も実施 このように従来の公簿にもとづく農民所持地の現状把握の困難に直面し、困却した岐阜県では、「地券渡方ハ現今田畑実地石盛不適當之分共下タ方取扱之儘相渡候而不苦候哉」と、人民申告による地所反別の点検を放棄し<下タ方取扱之儘>とする措置について伺いを出している。犬上県もまた申告を村惣反別に引合せ減歩の場合は検査が1村に及び「検地之姿ニ相成」るので、「人民申出之畝歩ニ据置可然哉」と伺いを提出している。⁸⁸⁾つまり、それは検地帳との照合、減歩の場合は検査という原則を変更することである。しかし、これは許可されなかった。

岩手県では地券交付の布告前に検地を始めており、この完了をまって交付調査を実施したいとし、鳥取県では旧来の絵図帳面を再調した上で着手したい旨を申出ている。改正局は鳥取県に「絵図帳簿等即今再調之儀ハ先以差控之方可然」と回答し、⁸⁹⁾岩手県でも全地域の再検地は実施し得なかった。

しかし、水沢・犬上・福岡・小倉・筑摩など多くの県からは、「再検地」あるいは「一村悉皆地押」によらなくては不可能との意見の伺いが提出された。たとえば、小倉県に対しては、

地引絵図地引帳を以落地無之様田畑每一枚実地ニ引合候上様歩いたし可申、尤右地引絵図様歩之節相違有之候ハハ悉皆竿入致し可申旨、兼而管下へ布達し置可申事。⁹⁰⁾

と指令し、事実上、一村悉皆地押を容認してい

る。長野県では、筆工雇入れの費用に関しての伺書の一節に「今般地券取調ニ付テハ、漏地無之様縦横相改、地引絵図相添地押一筆限り帳差出候所、筆数数百万……」⁹²⁾とあり、全面的に地押を実施したことを述べている。

地券交付の中止 多くの府県は以上のような問題を抱えているだけに、明治5年7月の通達で10月中に交付を完了するよう指令されたが、調査の作業は難渋、遅延した。5年11月までに交付を終ったのは旧栃木・木更津・敦賀・滋賀⁹³⁾の諸県にすぎなかった。

明治6年5月19日に地租改正法案が大蔵省から太政官に提出され、7月28日には地租改正法が公布されたが、壬申地券交付のことは進捗せず、大多数の府県が調査作業の途中であった。たとえば、明治6年8月23日に租税寮から地租改正調査についての問合せに対し、9月に足柄県の柏木権令から松方租税権頭への回答と進達書⁹⁴⁾には、次のように記している。

……管下伊豆相模兩國ノ儀ハ、元各藩領分或ハ旧幕麾下知行所等多分混淆シ、従前準拠ノ帳簿紛雜ニテ調査意外ニ手数相掛リ、昼夜勉強漸々方今ニ至リ管下半ハ地券渡済相成候得共、今以小前帳不差出村方モ有之、因ニ督責ヲ加ヘ、益調査ヲ勉メ、本年中ニハ悉ク皆渡済ノ見込ニ御座候。地引絵図ノ儀ハ管内纔ニ四分ノ一ナラテハ差出申不、其内疎脱対照ニ供シ難ク、再調可申付分モ許多有之候。(以下略)

また、入間県の場合は、調帳の提出が遅滞しているので明治6年3月に「来四月十五日迄に屹度無相違調帳差出し可申候」と達しているが、地租改正法の公布後の8月になっても「取調方不都合之儀不少、調帳差出候村方纔ニ一二ヶ村ニテ渡方之目途更ニ無之」といった状態であった⁹⁵⁾。

このような状況であったので、改租法の公布の時点では「未タ半ヲ了セサル」状態⁹⁶⁾で、12月までに完了したのは足柄県および若松・岐阜・京都・兵庫・広島・堺・豊岡・浜田・福岡などの諸府県であった。

壬申地券の交付は、改租法の公布後もある府県は続行され、ある府県では打切られた。これに対する中央の指令も統一性がなく、措置は府県によってまちまちであった。栃木県や秋田県⁹⁷⁾などは改租の本格的着手を延期し、発行を継続した。山梨県の場合は、「最前ノ地券ヲ不発(最前ノ地券トハ壬申大蔵省八十三号公布ニ依テ人民ニテ申立タル儘ノ反別ヲ以相渡ス地券)、直ニ改正法ニ着手」⁹⁸⁾して、改租事業に切換えた。

このように途中で改租事業に移行したために、壬申地券の交付を中止した府県もあり、あるいは新治県のように遂に交付しなかった県もあった。すなわち、地券発行のことは、地租改正条例に規定された地券交付に引継がれ、調査作業および地引絵図作成のことも、改租事業に切換えられ、これに連続されたのであった。

3 壬申地券の交付調査における地引絵図 地引絵図の作成と交付調査ではたした役割

この地券交付調査の手順として地引絵図を提出させることが起点であり、地引絵図の作成は調査作業における不可欠の要件であった。

また、地券渡方規則では、「……其地所境界紛雜調査支障アルモノハ、一筆限り畝杭ヲ建テ地引絵図ヲ進達セシメ、実地ニ就テ之ヲ検査スヘシ」(第24条)とし、境界が判然としない場合は、関係者に地引絵図を提出させ、これをもとに実地で検討して判定すべきことを規定し、地引絵図の役割を特に挙げている。

さらに、検地帳を土台としながらも叙上のような問題を抱えるこの調査作業で、地所の画定と反別および所有権者の確定にはたした地引絵図の役割は大きかった。各筆の区画と面積の判定は、もっぱら地引絵図を基礎として進められたのであった。「検地帳焼失紛失等ニ而不持伝村々」が多い新潟県の伺いに、改正局は、

検地帳紛失之村方は、検地には不及候得共、地引絵図を以実地一筆限照合相改、総而地所廉落無之様注意可致事。¹⁰⁰⁾

と指令している(壬申8月25日)。また、無反別村を抱える岩手県の伺いに対しては、

無反別之地所竿入検地ニ不及、現今之歩数

下方ヨリ為書出、落地無之様地引絵図ニ番号相記シ、有税地並旧来之見捨地郷藏敷之類一々図中ニ區別相記シ為差出、右図面等ヲ以実地ニ引合、落地無之様精々念入点検可致事。¹⁰¹⁾と指示している(壬申8月29日)。すなわち、地引絵図をもって実地と対照することで、各筆の区画と反別の確認が遂行された。

また、前記の青森県の場合に関しては、

地主共祖先より申伝之趣一人別為申立、地界錯雜之分ハ隣地申合何れも地引絵図為差出、地券掛郡村附属之者ニ実地為取調候上、篤と検査いたし、歩数持主等確立之上地券相渡候得ハ、争論可差起謂れ無之……¹⁰²⁾

と指令している。すなわち、所有者の申立にしたがって係官が実地にこれを調査し、差出された地引絵図にもとづいて各筆の確認が行われた。

以上のように、自主的申告と検地帳との照合が原則であり基本であったが、これが不可能な節はもっぱら提出された地引絵図が土台とされた。この調査作業では、規定の検地帳に代って地引絵図を根底として進められた場合が、実際上は少なくなかった。

地引絵図の地券大帳添付図に転用 地券の発行事務においては、地券大帳にもとづいて地券が作成され、地引絵図と照合し各筆に関して

確認されて交付されたが、筑摩県では元城下町屋敷の地券発行にあたり、地所の区画や坪数およびその計算の基礎となった間数を記入した1筆図(坪詰図)を地券大帳に添えたい旨を改正局に申し出て、1筆図の雛形を提出している。これに対して改正局は次のように指令している(壬申9月29日)。

書面地券大帳之儀ハ、別紙一号式之通り奥行曲折之分ハ加除平均之間数を書載可致、尤書面上計算難相成分モ有之候条、第三号式ニ申出之通最前地券願出候節、表裏奥行曲折之間数詳細相記候図面為差出、隣地間数ト照合之上相違無之候ハハ、後日之証トシテ地券掛ヘ可備置候事。

但坪数取調方之儀ハ、四方曲折ニ随実地間数ヲ以切坪ニ仕出シ、坪詰之儀ハ四捨五入之法ヲ以合限リト可相心得、且大帳之儀ハ年々収租之目的ト可相成品ニ付、地租之高書載可致置事。

改正局はこれを『租税寮改正局日報』に掲げ(明治5年、第23号)¹⁰³⁾、筑摩県が提出した地券大帳の表紙(用紙美濃紙)の雛形および記載例と図5のような1筆図(地引絵図)の形式を載せている。

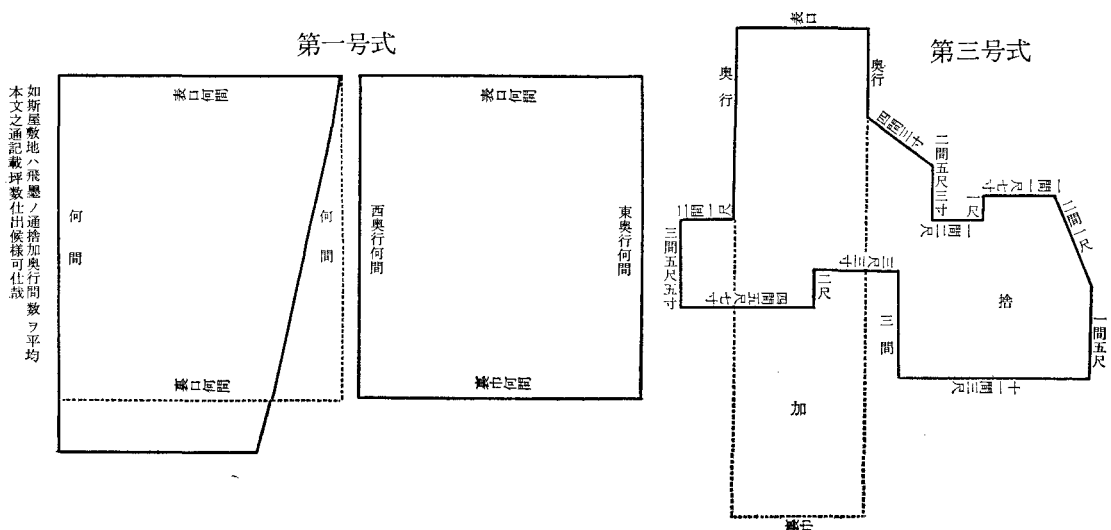


図5 地券大帳の添付の1筆図雛形

記載例と添付 1 筆図の雛形を改正局日報に掲載して以上の指令をしたことは、地方庁に対して取扱い方の指針を提示したもので、他府県でもこれが適用されたとみられる。

4 地券調査作業で調製された地図類

地引絵図の種類 この調査が地押方式を採用しただけに、地引絵図の調製、その提出がまず要求されたが、地引絵図としては一筆限図・字限図・全村図の 3 種類が作成された。それぞれに関しては、後に述べることにする。しかし、この調査作業においては、以上の地引絵図以外の地図も調製された。

荒地一郡限図 地券渡方規則の第33条には「持主之有無ニ不拘荒地ハ悉皆一郡限反別仕訳、絵図相添可届出」とあり、荒地に関する一郡限絵図の調製が規定されている。茨城県では、壬申 9 月 23 日第 8 号達をもって「持主無之荒地並持主有之荒地共、一郡限反別仕訳、¹⁰⁴⁾絵図相添可申出事」と通達している。

上掲第33条の規定について、新潟県出張官員から「絵図面相添ト有之候得共、荒地而已ヲ一郡限之絵図ハ仕立方差支候ニ付、右仕立方相同度候」との伺いが改正局に提出された。これに対して、

荒地仕訳之儀ハ……一郡限絵寄高可申立、絵図面之儀ハ荒地之箇所限取調候儀ト可相心得、尤図面之儀猶僉議之次第モ有之候間、県庁へ取纏置、追而相達候節可差出事。¹⁰⁵⁾と指示している(壬申11月14日)。度会県出張所詰之者からの伺いに対しても、同じ指示をしている(壬申11月23日)。¹⁰⁶⁾

市街地色分け絵図 市街地の地券交付にあたっては、東京府の地券規則に「精密なる地図を製し、毎分区番号を附可差出」(第2条)とされた。この規則は地方都市にモデルとされたので、多くの市街地では実測図がつくられた。山梨県は「県下甲府市街之儀、旧城下ニ而従前高反別等無之、地子免許ニ付、東京府下市街沽券地ニ倣ヒ取調、詳細之絵図面為差出、漸次点検之上代価ヲ定、証券相渡」したいと申出ているが、改正局は「市在之区分相立、色分図面ヲ

以可申立」と指令している(壬申11月28日)。¹⁰⁷⁾

旧城下などでは無税の武家地および地子免除の町地と年貢制の郷村として扱われた地域とが錯綜、それぞれの地域の区画が複雑に入り混じっている場合が多かった。たとえば、小倉県中津町の場合、

管下中津町士族屋敷地之儀ハ、従来旧城下地所狹隘ニ付、市中続き金谷・大塚両村之内高内引ニ而地所授与いたし遣候分有之候処、右は従来之無税地へ孕リ市中続ニ而追々人家稠密、即今田園之地形を失ひ変地相成候ニ付、今後高受地引戻候而ハ同区中税法異同相成不都合ニ付、旧ニ依リ高内引据置外無税地並之沽券取調候様致し度候。

と措置を改正局に伺わなければならないような問題が生じ、また屋敷続きを買請けて「僅之歩数ニ而貢租券税二様ニ引分れ候而ハ自然地所錯乱不都合を可生」という事態がおこったのである。¹⁰⁸⁾このような問題は、市街地券発行・沽券税新設によって多くの城下町において生じた。

中津について改正局は「市街郡村之区郭判然相立候様取調、色分絵図面」を以て申出べしと指令(6年2月19日)。¹⁰⁹⁾また「有税無税郡村市街之区域判然不致候ニ付……判然タル色分絵図面ヲ以更ニ可伺出事」と指示している(6年3月23日)。¹¹⁰⁾このような場合には、兩種地区の区分に関しての色分け絵図が調製されたのであった。

宇和島・大洲などを管下にもつ神山県の伺いにも、改正局は「犬牙錯雑之地所引分方ハ市在之区分判然候様見込相立、明細之絵図面ハ色分ヲ以可出来」と色分け絵図の提出を要求している。¹¹¹⁾鳥取町の色分け絵図に関して、鳥取県から改正局に提出された伺いに、

鳥取町之儀、別紙絵図面色分ケ之通各種之地所混淆仕候処、此度無税地不残沽券金税地と相定候得共、米納地金税地入交リ買物取立方区々ニ而煩雑不少候。依之、図中朱点之通區別相立、右点内ハ不残沽券金税地ト相定、右点外無税地ハ元筆之有無ニ不拘都而米納地ニ取計申度……

と述べており、市街地色分け地図の内容が示されている。¹¹²⁾

金沢の場合、「旧金沢藩以来元帳等紛擾」しているが、町の半ばが士族屋敷地で、平民屋敷地の多くは有税であったにしても、所々に無税の場所があった。沽券税施行にあたって、その措置について石川県から改正局に伺いが出された。これに対して、「郡村市街之区界図取調、右市街中従前有税無税之別並収入之税額即今人民売買直段トモ詳細取調」べるよう指令され、まず郡村と市街部分との区分地図を作成することが指示された。¹¹³⁾

郷村地域でも、市街が形成されたところも少なくなかった。磐前県では、「郷村之内市街之景況＝相成居候場所」に関し、郡村部として据置き米納地のままにしたらいいか、町地に組入れ高除きにし沽券税を課すほうが適当かについて伺いを提出している。これに対し改正局は¹¹⁴⁾「実地調査絵図相添可相伺」と指令しているが、この場合における絵図も市街部分と郡村部分の区別を明確にしたものであったろう。

つまり、多くの城下町は、外延的發展につれて、武家地および町地と「高」のある郡村地に扱われてきた地域とが錯綜した状態になっていた。市街地券は沽券税（地租）の賦課をともない、郡村地券は税制とは関係なく所有権の確認のみであっただけに、市街地券の発行にあたっては市街・郡村地域の区別・区画を明確にすることの必要に迫られたのである。このために、それぞれの地区を明瞭に示す色分け絵図の作成が要求されたのであった。

耕地絵図 この調査においても、耕地絵図を提出させた例がみられる。

新川県では、前記のように割替慣行があって検地帳をもたないので、地所およびその所有権確定の方法として、

村々田畑之訳ハ田地割歩数巨細ニ取調、万歩帳相改、永代之持主ヲ定メ、田畑歩数不都合之儀モ無之ハ右ヲ証拠トシテ万歩帳並耕地絵図為差出置、銘々一筆限直段書出候節右ニ引当地券相渡置、実地歩数過不足有之候ハハ

書換可相渡積。

との伺いを出している。これに対して改正局は「伺之通」にすべきことを指令している（壬申¹¹⁵⁾9月24日）。この場合、各筆とその所有者を確定し、それを証拠づけるために、1村における耕地の分布を示した耕地絵図が必要だったわけである。

山形県においても、耕地絵図が作成された。山形県のうち羽前国村山・最上両郡は、最上家領の元和年中に検地が行われ、地主の持地は遠近にかかわらず居村の高とされた。そのため、5～6里も離れた飛地があったり、数カ村の入会があったりして、紛乱がはなはだしかった。最上家の改易後は幕領と鳥居家領に分割され、幕領では寛永と正保に検地が実施されたが、鳥居家は検地を行わず寛永年中に定納一紙と称して田畑の等級別高を記したものを渡し、検地帳を引上げてしまった。さらに、その後に1郡が数領に分けられたので、隣の村でも税法が異なるという状態になった。また、田畑の小作米を立付米と称し、譲渡や質入れのときは反別石高を使わずに立付米何俵場と呼ぶのが慣習であった。地券交付調査にあたって、県は立付米を根拠として反別を算出する案を提示したが、改正局は不都合であるとし、次の3則を基準とすべきことを指令した（壬申¹¹⁶⁾11月28日）。

第一則 一村之者ヨリ銘々持地之反別石高立付米トモ戸長ヨリ為申出之上、耕地絵図ニ照合、高反別増減無之或ハ反別相増候分ハ申立之儘据置、立付米之内貢租ヲ除キ全ノ作徳米ヲ標準トシ代価ヲ仕出シ、券状可相定事。

第二則 隣村八合打混候分、村界判然難致分、双方ノ戸長申合、二ヶ村或ハ三ヶ村接続ノ耕地絵図為仕立、前同様検査可致事。

第三則 無反別之村方ハ人民申立之反別ヲ以筆高ニ割付、石盛斗代ヲ仕出シ、従前之石盛税額ト現今得ル所ノ石盛税額共反当リ低ク候得ハ切添切開ノ地アルヲ了知スヘク、反当リ高ク候得ハ其地所隣村へ切畝歩ト相成候歟申出曖昧アルカヲ知ルヘシ。愈不相合無之候ハハ法之通隠地無之段ノ請書ヲ取り地券可相

渡事。

この場合も、一筆限地引絵図の提出は無理であり、まず各筆および入会地境界を確定するために、1村における耕地の所在を示した耕地絵図が必要であったのである。

また、堺県における前述のような村弁高の調査についても、「村弁高之儀、一村限耕地絵図為指出、水帳検地帳ニ引合、逐一取調候ハハ検地不取計候共判然可相成筈ニ候」と指令されている（壬申11月23日¹¹⁷⁾）。この調査においても、全村の概要と耕地分布を示した耕地絵図の作成が要請されたのであった。

5 壬申地引絵図の作成規準と作成手順

地引絵図作成の規準 地引絵図の作成規準に関して、地券渡方規則では断片的にしか触れていない。すなわち、「総テ現地ノ景況ニ随ヒ地引絵図ヲ製シ進達スヘキ」こととし（第23条）、「従前高内外ニ拘ハラス社寺・郷蔵或ハ埋葬地等地主定リナキ分ハ地引絵図中ニ其訳ヲ記載スヘシ」（第25条）、「村持小物成場・山林ノ類ハ地引絵図中色分スヘシ」（第26条）と地引絵図に記載・彩色区別すべき事項をわずかに指定しているのみである。しかし、静岡県は『地引絵図仕立方心得』（明治5年10月）を管下に頒布、宇都宮県では次に掲げる文書によれば雛形を下付しており、府県で作成の規準を定めている例が少なくない。

茨城県の場合、地券規則（壬申9月23日同県達第8号¹¹⁸⁾）を通達したが、それは地券渡方規則とほとんど同じであった。しかし、明治6年2月に地券調査の書類が「取調向村々区々ニ出来候而者不都合ニ候間」雛形を示して統一を指示し、次いで3月に地引絵図の作成に関しても次の通達を出し、統一をはかっている。¹¹⁹⁾
¹²⁰⁾

先般地引絵図認方相達候処仕立方郡村区々ニ出来候而ハ不都合ニ付、凡そ分間ヲ目的ニ可仕立、都而一筆限リ之區別ヲ付、番号其所之字等書込、村々境界ヲ判然と可記、入会秣場等ニ而難引分場所ハ何村之入会ト字等詳細可相記、他村より居村ハ孕リ居地所者居村之図中ニ可認、居村より他村江同断之者ハ某村

ヘ飛地何々として別廉ニ其形ヲ可相記、則図面色識別紙之通可相心得事。

○（シロ）	田
○（キイロ）	畑
○（マツバイロ）	海川池沼之類
○（アカ）	道
○（ハイボイロ）	税外郷蔵墓所高札場社寺之類 但高内外之區別可記
○（アヲ）	山林原野之類 但官私之次第可記
○（ネヅミイロ）	他村より居村江飛孕ル地所

㌞	社
○	寺
□	城郭跡
	屋敷
△	高内之荒地

なお、同年8月22日付の官林原野荒地等調査についての布達（同県達第255号）では、地図¹²¹⁾に関しては次のような諸項を指示している。

一、官林絵図面ハ延紙四方一寸ヲ除キ其中中央縮図イタシ、横堅間数ハ勿論総反別共図中ニ記載致スヘシ。道路池沼並ニ耕地孕ミ居候ハハ色訳ニ可致候事。

一、桑林漆林茶園等外共旧県々ニテ手行ヒニイタシ候地所並ニ弓炮稽古場敷乃至廃跡樹木仕立地敷元牧場カ木ハ木数並ニ反別外官地建家アレハ坪数無主無税之分一切取調、縮図相添可指出候事。

一、原野ハ反別草永之有無共書訳致シ、池沼等孕ミ居候ハハ用水カ不用水カヲ縮図ニ其訳記載、色訳ニイタシ可指出候事。

一、私林ハ何木並ニ尺廻リ反別記載スヘシ。小苗木ナラハ何小苗木大凡何本程ト記載可指出候事。此地草永之有無共可書出最縮図可添候事。

一、無税之竹藪等反別取調、居住地内敷外敷其訳記サイ、シク(縮)図相添可指出候事。

一、開墾地鍬下年季定ラサル分有之候ハハ早々年月共記サイ、シク図相添鍬下年季可願

出候事。

地引絵図作成の手順 地引絵図の作成過程に関しては、明治6年4月9日に宇都宮県地券掛矢板出張所が第5大区の各戸長へ地券取調に関する心得を通達したものに（以下、地券取調¹²²⁾心得と称す）、きわめて具体的に述べている。この通達は第5大区だけでなく、宇都宮県の全管下に出されたものと思われる。

村々地券調方手続之儀ハ、第一地押之上野帳＝書取、検地帳其他名寄帳割付帳等可突合、書類へ突合済之上、下ヶ渡候雛形＝倣ヒ下絵図ヲ製、其下絵図ヲ以一筆限帳下帳＝製シ、巨細検査ヲ受、其上本紙＝清書イタシ、其村惣代並担当人之者＝為立会其区戸長副＝於テ割付等へ突合、一筆毎＝其戸副之内突合済之検印ヲ押シ、別＝地券願帳添、都テ書類納済之上、絵図面清書可致事。（第1条）

すなわち、1筆ごとの反別確認の実地調査によって地所一筆限取調帳がつくられたが、その際の野帳を根底として、雛形に倣って下絵図が作成された。この下絵図をもとにして一筆限帳の下帳をつくり、さらに一筆限帳（一筆限下調帳）が調製された。下絵図は清書されて、一筆限帳および検地帳などと照合された。さらに、諸書類が提出済みの後に本絵図が調製された。

本絵図に関しては、戸長が「其職タル者相雇、区内同一＝可仕立候様可致事」（第8条）と専門家に依頼し、区内の村々は同じ仕立にすることが要求されている。また、「村々地引絵図面色取等、可成薄色＝仕合可申事」（同上）と彩色は濃くならないように注意している。

絵図の折り方 宇都宮県では本絵図の折り方を地券取調心得で定めている。すなわち、「手本折＝致シ、曲尺＝テ堅老尺老寸、幅八寸＝打上差出可申事」（第9条）としている。しかし、このことに関しては、他府県では自由に任せたようである。

なお、全村図は1枚にまとめることが、茨城県の場合は要求された。明治6年9月2日に郡中地券掛へ「一村絵図之儀者、大村ト雖分間＝縮図一枚＝可認哉、且ツ正枚三枚ト適宜＝任せ

相調宜敷候や」と伺っており、これに対し9月5日に「一村之図面一枚＝可限事」と指令している。¹²³⁾他府県でも、大村は切図にした例もあったが、多くは用紙を何枚か継いで1枚の図にまとめられたのが一般であった。

6 壬申地引絵図の特色

地籍図としての成立 土地私有の認許にもとづく地券は地所各筆の所有権の公証であっただけに、各筆の所在場所・区画・面積・地目・所有者の確認、地籍を明確にすることがこの調査の目的であり、調査資料として作成された地引絵図はこれらの事項を描いたものであった。江戸時代の検地で作成された地引絵図がほとんど同様のものであったにしても、それは年貢が村高による村割付けであったため村とその耕地分布の状況に主眼点が置かれたものとは、大きく異なるのである。したがって、壬申地引絵図は、新たな地籍図としての意味での登場といえよう。

元来、地引絵図は農民が用意し、自主的な申告の事実を描画したものであるが、境界の判定にあたり、また各筆区画・面積・所有者が不明瞭な割替慣行地域などでこれを確定するにあたって、所有者の主張を提示するものとして重要な役割をおわされたのであった。調査方法が旧来の地押方式を踏襲したにしても、この場合、官側の一方的査定ということを回避し、農民の自主的な申告に俟ち、調査作業も農民を主体にさせたが、地引絵図の提出は民衆の反撥を避けようとした政府の意図の隠れ蓑とされた。

絵図の作成の手法や図式は、まったく江戸時代における検地の地引絵図の伝統によっており、その点では江戸時代の絵図様式の継続であり、連続である。地租改正の際のように新しい規範が示されることはなく、全国的に統一された規範が提示されることはなかった。

丈量の単位の多様性 地図作成の基礎となる土地丈量の仕方および測量用具や地積の算出法は、従来の方式が踏襲された。なかでも、検地尺（尺間や反別の基礎単位）は地方によって多様であった。それぞれの土地の慣行がそのま

ま襲用された。すなわち、1間の長さや1坪・1町歩の面積は必ずしも同一ではなかった。

江戸時代の後期においては、検地竿の1間に関し古検・中検・新検が存在し、それぞれ曲尺6尺5寸・6尺3寸・6尺を通法とする違いがあり、藩・地方によって採用が異なっていた。さらに6尺7寸、6尺2寸5分、6尺1寸などの場合もあった。

滋賀県では元彦根県(藩)が6尺5寸竿、元大溝県(藩)が6尺1寸竿を使用¹²⁴⁾、筑摩県では元松本藩領および飯田藩領が6尺5寸竿、元名古屋藩領が6尺2寸5分竿、元高島藩・元高遠藩・元伊奈藩・元高山藩領が6尺老分竿を用いて¹²⁵⁾いた。秋田県では旧佐竹領(秋田・川辺・山本・仙北・平鹿・雄勝の諸郡)は6尺5寸竿、旧岩城領(由利郡亀田)は6尺3寸竿、旧六郷領(由利郡本庄)および旧生駒領(由利郡矢島)は6尺竿と旧藩領で相違した。また旧若松県では本田が6尺3寸、新田が6尺1分の間竿使用が慣行となっていた¹²⁷⁾。石川県石川郡の場合は、1郡のうちで村で相違し、曲7尺5寸竿(橋新村・下粟生村など)、曲8尺3寸竿(老ッ屋村・山田先出村など)と異なった村竿が使用されていた¹²⁸⁾。

文禄3年6月17日の豊臣秀吉の検地沙汰文に「田畠屋敷六尺三寸之竿を以、五間六十間三百歩一段可致検地事」とあり、太閤検地では曲尺6尺3寸を検地尺1間と定めた。慶安2年2月の検地条目では6尺1分と規定されたが、必ずしも全国がこの田尺の規準によって統一されたわけではなかった。上記のように松代藩・松本藩・飯田藩・松山藩などは6尺5寸、仙台藩・庄内藩・土佐藩・熊本藩などは6尺3寸であった。また、秋田(佐竹)藩では前記のように6尺5寸であったが、2間竿を用いて、竿を打つとき越足^{こしあし}といって1足(2尺)歩き、腰にした竿を傾斜させて先から地面につけて打ったので、実際は7尺となった¹²⁹⁾。太閤検地以前の基準を古検、太閤検地の規定を中検、慶安改訂のものを新検と呼ばれていた。

反別についても、1反が古検では360歩、中

検および新検では300歩の相違があり、地方によっては250、360、420歩などがあった。秋田県鹿角郡では畑を900歩(坪)で1反歩としていた¹³⁰⁾。すなわち、田積基準に関しては、太閤検地で1間(6尺3寸)四方を1歩、300歩を1反、10反を1町歩と規定されたが、それ以前は360歩を1反とし、歩と反との中間単位として大(3分ノ2、240歩)・半(2分ノ1、180歩)・小(3分ノ1、120歩)や代(6歩、1反=50代)があった。これらの反別規準と呼称は原則的に用いられなくなったが、実際は藩によってなお以前のものが使用されていた。なお、30歩=1畝の単位が江戸時代に設定された。

検地における田尺および田積に関しては、このように基準の異なる多様のものが存在し、藩領などによって異なったものが用いられていたが、中央ではこれを統一する意向を示さず、慣行によることにしたのであった。

たとえば、福島県安達郡については古検6尺5寸竿を地券に区別記載のみで可と指令され¹³¹⁾、長崎県の「従前用來候間竿当管内而モ旧県々異同有之、今般地券御発行ニ付而ハ從來無税地坪改等猶更不都合ニ付、一定之御規則御設立相成度存候」との伺いに対しても、「地坪改方間竿之儀、高内之地所ハ旧ニ据置、新検ハ六尺一分ヲ以点検可致事」と指令している。また、高知県から、旧藩士役地の丈量について6尺1分の間竿を使用するよう指令を受けたが、6尺3寸を1間としてきたので他地所との均衡に混乱が生ずるため旧間竿を使用したいとの伺いが出され、これに対しても旧間竿の使用を認めているのである¹³³⁾。

さらに、長さの測定の場合、検地では縄伸びがあり、縄心^{なわごころ}が加えられ、また畦畔際引きなどが行われたが、これら従来の慣習も継承された。

すなわち、検地では「長九横八」の縄心を加えるのが通例であった。長さ(縦の間数)は1割引き、横間数は2割引きにされ、この軽減を余歩^{よぶ}ともいった。実測間数を手帳から野帳^{のちよう}¹³⁴⁾に移記するとき縄心^{しゆけん}を加えて計算した間数を朱書副記し、これを「朱間を切る」といったが、この

間数は6の数に合わせて端数を切捨てた(6, 12, 18とする)。また畝歩の算出は歩位に止め、1歩は切捨、2歩は3歩に、3の数(1反=300歩)に合わせて取捨するものとされた。測縄は1日3回ずつ伸縮を間竿で検査したが、ダルミについては別に規定はなかったが、次の割合で除去することが通例であった。¹³⁵⁾

5間まで	引なし
6~10間	5寸引き
11~20間	2尺引き
21~30間	5尺引き
31~40間	9尺引き
41~50間	1丈2尺引き

以上のようなわけで、検地帳記載の反別は必ずしも実面積ではなく、一定の手続きを経ることによって算出された数値である。このようなために、松江藩では耕地の面積に関し公畝と詰畝の別があった。公畝は検地帳面の反別で、詰畝は実際の反別で、売買などは詰畝によっていた。¹³⁶⁾

要するに、この調査において作成された地引絵図は、分間絵図(実測図)といっても長さ・面積の単位基準が地域によって多様で、全国的にみたとき必ずしも等質ではないのである。また、この調査では検地帳・名寄帳記載の反別に依拠することを基本とただけに、縄伸び・縄心が加えられた数値が原則として採択され、実測された場合でもこれらが控除された数値で、実面積と多少の差異を生じているのが普通である。

7 改租地引絵図との繋がり

この調査の方法が、まず「一筆限小前帳地引絵図為仕立、検地帳割付帳照合」であったため、地引絵図の作成は全国の村町において真先に着手され、一応は調製された。しかし、多くの府県では調査作業が未完のうちに地租改正事業が発足し、作成された地引絵図は廃棄されて新しい規準で改めて作成されたりもしたが、改租作業における新しい規範・雛形にしたがって修正されたりし、改租作業に転用された場合が多かった。そのまま転用された場合も少なくな

った。

豊岡県の『地租改正ニ付人民心得書』では、地引絵図並反別小前帳ヲ以此度着手之土台ニ致候事。是者旧帳簿ニ不拘最前渡切候地券ニ依……地所之落者決而無之帳簿ニ付、右ヲ以此度着手之土台ニ致シ、反別之広狭者今一層正覆ニ為申候事。(第2条)

と壬申地引絵図を基礎にすべきことを指示している。また、岐阜県『郡村取調方規則』(明治6年10月)では、¹³⁷⁾

字番号種類色分ケ村絵図ノ儀、先般地券取調ノ御差出シ候通ニテ加際無之村々ハ別段差出ニ不及候へ共、加除有之分ハ更ニ相仕立可差出。(第12条)

といって、村図は壬申地引絵図で済まし、変化のあった場合だけ提出させている。栃木県の場合、改租作業の地押にあたって「試験ノ節、壬申年地番地引絵図ヲ差出シ案内可致事」と壬申地引絵図を差出させている。¹³⁸⁾

愛媛県では地租改正法の公布によって地券渡方を見合せて改租作業に着手したが、明治7年3月県達坤第45号で、地引絵図や畝順帳などは改租調査に用い労費に無駄がないようにと通達している。¹³⁹⁾ 新治県の場合、¹⁴⁰⁾

即今地引絵図地引帳等取調出来調査済之分券状書載中ニ在之……是迄之調方ヲ以悉皆地券状相渡再ヒ改正反別裏書等取計候テハ二重之手数ニ付、直ニ御改正ノ廉ニ取調方申渡候。といっており、新規には地引絵図が作成されなかった。¹⁴¹⁾

また、明治7年6月に度会県は、改正局に次のような伺いを提出している。¹⁴²⁾

改正ニ付地図編製ノ儀、兼テ租税寮改正局日報明治第六年第四十四号千葉県ヨリ伺出候儀モ有之候得共(人民心得書および地図雛形について)、右ハ土地形勢ニモ依リ候儀且当県ニ於テハ予テ地券調査ノ際地租改正ノ目的ヲ以多クハ編製為致有之、更ニ編製ノ時ハ失費相嵩候ニ付不及再製、先一村毎ニ最前ノ図面ヲ以一ト字ヲ限り朱引経界着手致可然哉。

これに対して、改正局は6月22日付で下記の

ように指令している。

地図ノ儀、最前緯密ノ調査行届候分ハ申立ノ通取計不苦候得共、改正ニ付テハ精覈ノ反別取調候儀ニ付、最前ノ地図ヘ尺度等書入候分打狂或ハ落地重複等有之分ハ再製候儀ト相心得可申事。

すなわち、壬申地引絵図を基本とし、尺度などに狂いがあったり、欠落重複などあったときのみ再調製することが指示され、これに従った。

また、旧堺県（河内国・和泉国）¹⁴³⁾では、『地租改正報告書』（府県地租改正紀要）によれば、

地図ハ明治六年地券発行ノ際調製セシ一筆限・一字限及全村図三様ヲ修正シテ進呈セシメリ。

とあり、これを修正して使用されたことを述べている。

さらに、市街地の場合、『市街地租改正調査法細目』（明治9年3月7日地租改正事務局達別報第14号）¹⁴⁴⁾に、

最前沽券発行ノ際調査スル所ノ丈量精密ニシテ間竿端数マテ詳細野帳ニ記載セシモノハ丈量マテ調ヘ直スニ不及ト雖モ、尺度端数ノ定メ方積算法等ハ当局別報第十一号達ニ照準、野帳ヲ朱書ニテ引直シ、坪数ヲ改定セシメ、而ル後様シ歩ヲナスヘキモノトス。（第1条第6節）

と規定しており、地券発行の節の地図が使用されたり、それが基礎とされた場合が少なくなかった。たとえば、『地租改正報告書』における山口県の市街の調査に関する項に、

明治六年沽券税発行ノ際、毎地縦横ノ間数ヲ量リ其地坪ヲ算出シテ全市街ノ絵図ヲ製ス。同八年分三税ニ更正ノ節、始テ官ヨリ実地ヲ検査ス。其検査法ハ道路溝渠ヲ除キ毎町ノ周囲ヲ量リ、以テ六年丈量セシ一筆限リ帳ニ照合シテ地押ヲナシ、其坪数ヲ対照シ、差歩アルモノハ尚再調ヲ命シ、全市街既済ノ後再ヒ精密ノ地図ヲ製セリ。

とあり、明治6年作成の地引絵図を基礎とし、補訂して新しい地図を調製した経緯を記述している。また、鳥取県でも、壬申地引絵図を土台

として調査作業が進められたことを、同上書で次のように報告している。

毎地丈量ハ十字規ト三斜法トヲ併用シ、而シテ之ヲ明治六年地券発行ノ際調理セシ一町限り実測図ニ由リ其坪数ノ当否ヲ較量スルニ差違ナキヲ以テ、更ニ全積ヲ量ラス。

以上のように、壬申地引絵図は改租図へと転用されたり、修正をほどこして使用された場合が少なからずみられた。また、改租図の調製にあたって草稿的な役割をはたし、それが調製後は廃棄されたりもした。したがって、壬申地引絵図が原型のままの形態で現存しているものは、群馬県（第1次群馬県と第1次栃木県分）の全村の村図約1,200枚が保存されているのは例外として、改租図や地籍地図などに比べて多くない。

〔注〕

- 1) 『法令全書』第1巻、251
- 2) 年々の収穫によって租率（免）を決める 検見（毛見）法における手数を省き、5年なり10年なりの租率を一定にしておく 定免（じょうめん）法が享保16年（1721）に制定された。
- 3) 定免の村で、3割以上の損毛があるときは 願出によって 検見を受け軽減して貰うことができたが、これを 破免（はめん） 検見と称した。
- 4) 「御料所国々物成ノ儀、旧政府ニテハ 検見取並年季ヲ以て 定免被申付、年季明ノ場所ハ地味ノ厚薄ニ寄リ増米吟味ノ上継年季申付、定免村々ニテモ水旱損等ノ天災ニテ取米三分以上ノ損毛ニ相当候得ハ破免引相立候儀ニ有之、当辰年ノ儀ハ先ツ右ノ振合ヲ以て 検見破免村々共百姓痛不相成様勘弁、御取箇附致可被相伺、尤定免年季明ノ分ハ御取箇時節ニ差掛候間別段不相伺、去卯取米辻ニ相応シ増米致シ、御取箇帳ニ組入可被申立、其余小物成諸運上等ノ納物モ先ツ旧政府引付ノ通取調候様可被致候事」（『明治初期静岡県史料』第1巻、1967、728～729）
- 5) たとえば、明治4年4月山形県知事坊城俊章の上申書『県政ノ儀ニ付急務ノ条件』には、府県一般共通の税則を定めることを希望し、均一賦課のためには土地経界・肥瘠を明らかにしなければならないが、検地を施行すれば農民の「動揺測ルヘカラス」とし、「検地ニ易フルニ反別検見ヲ以テシ、其名人心ヲ動カサスシテ其実経界ヲ正スヘク、

- 広狭ヲ測ルヘク、土地ヲ較フヘク」という効果を述べている（丹羽邦男『明治維新の土地変革』お茶の水書房、1962、60～61）。これは、検地に関する当時の官僚の判断を示しているものといえよう。
- 6) この間の事情に関しては大蔵省主税局編『地租関係書類彙纂』（1903）に「検地ナルモノハ從來農民ノ嫌忌スル所ニシテ、此舉アル毎ニ率ネ紕紛ヲ生ス。先轍既ニ然リ。況ンヤ当時維新後日尚ホ浅ク民信未タ厚カラス。此時ニ当リ検地ニ着手スルハ最モ策ヲ得タルモノニアラサルヲ以テ、先ツ旧慣ニ依リ3年乃至5年間検見ヲ以テ登量ヲ試験シ、以テ均一ノ租率ヲ定ルノ優レルニ如カス」としたと述べている（『明治前期財政経済史料集成』—以下『史料集成』と称す— 第7巻 304）。
- 7) 『法令全書』第3巻、17
- 8) 『明治初期静岡県史料』第1巻、730～731
- 9) 『法令全書』第3巻、286～294
- 10) たとえば、福島県では明治8年9月23日租第136号をもって「先以テ本年之儀者旧慣ニ依リ検見取計候」ことを各区長に通達している（『福島市史』第10巻—資料編5、近代資料I、1972、144～145）。
- 11) 福島正夫『地租改正』吉川弘文館、1968、66
- 12) 『新修島根県史』史料編4（近代～上）1966、286～290
- 13) 『租税寮改正局日報』明治5年第21号（『明治初年地租改正基礎資料』—以下『基礎資料』と略す— 有斐閣、上巻、42～44
- 14) 武蔵国荏原郡太子堂村『御用留』明治2年（『武相史料叢書』東京学芸大学近世史研究室、5ノ8、50～51）
- 15) 『武相史料叢書』5ノ8、64～65
- 16) 同上 66
- 17) 同上 68～69
- 18) 大石慎三郎校訂本（近藤出版社、1969）上巻、145～146
- 19) 同上 149～150
- 20) 同上 162
- 21) 同上 261
- 22) 現在は東京都新宿区立中央図書館保管。
- 23) 「拝領地並社寺地等除地之外村々地面ハ素ヨリ都テ百姓持之地タルヘシ。然ルニ身分違ノ面々ニテ買取候節ハ必名代差出シ、村内之諸役無差支為

- 相勤可申事」
- 24) 『静岡市史』近代、1969、123
- 25) 『栃木県史』史料編・近現代4、1974、151
- 26) 『弘前市史』明治大正昭和編、1973、74
- 27) 『茨城県史料』近代政治経済編I、1972、232
- 28) 『市川市史』第7巻、1974、17
- 29) 明治5年8月28日大蔵省達第115号（『史料集成』第7巻 206）
- 30) 『地租改正事務局別報』第16号（『基礎資料』中巻、26～27）
- 31) 『明治初期静岡県史料』第1巻、1967、732～734
- 32) 『基礎資料』上巻、1953、解題 13
- 33) 『租税寮改正局日報』明治5年 第6号（『基礎資料』上巻、10）
- 34) 『尾鷲市史』下巻、1971、19～20
- 35) 度会県の『現地反別一筆限取調帳』および地図は明治6年12月に完成した。なお、向井村は明治7年7月17日の度会県大区の編成替えによって第18区となる。
- 36) 『租税寮改正局日報』明治6年 第38号（『基礎資料』上巻、264）
- 37) 『栃木県史』史料編・近現代4、168～169
- 38) 『地方凡例録』（大石校訂本 上巻、85）
- 39) 『明治財政史』第5巻、18～22
- 40) 明治5年9月4日大蔵省達第126号の地券渡方規則増補における第40条。
- 41) 明治4辛未4月4日太政官布告第170号（『法令全書』第4巻、114以下）
- 42) 戸籍法と区制の制定の関係については、同法第1則に「戸籍旧習ノ錯雑アル所以ハ、族層ヲ分テ之レヲ編載シ、地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ遺漏ノ事アリト雖モ、之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ。故ニ此度編製ノ法臣民一般（華族、士族、卒、神官、僧侶、平民迄ヲ云フ。以下准之）其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ、専ラ遺スナキヲ旨トス。故ニ各地方土地ノ便宜ニ随ヒ、予メ区画ヲ定メ、毎区戸長並ニ副ヲ置キ、長並ニ副ヲシテ其区内戸数・人員・生死・出入ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ」と述べている。また、区の設定基準に関しては第3則で「凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ、一府一郡ヲ分テ何区域ハ何十区トシ、一区ヲ定ムルハ四五町若クハ七八村ヲ組合スヘシ。然レトモ其小ナルモノハ数十ニ及ビ、大ナルモノハ一二ニ止ルモ、都テ其時宜ト便利トニ任セ妨ケナシ」としている。

- 43) 戸籍法で区を設け区長・戸長を置くことが定められても、当時は中央政府の法令が全国一律に即時施行されることなく、多くの府県はそれより2～3ヵ月後に実施された。たとえば山形県では4年8月に布告し、埼玉県では翌5年3月、滋賀県では翌5年4月に実施している。
- 44) 戸籍法第2則に「戸長ノ務ハ、是迄各所ニ於テ庄屋・名主・年寄・触頭ト唱ル者等ニ掌ラシムルモ、又別人ヲ用ルモ妨ケナシ」としており、庄屋・名主になった場合が多かった。
- 45) 明治5年4月5日太政官布告第117号「庄屋・名主・年寄等総テ相廃止、戸長副戸長ト改称シ、是迄取扱来候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為扱候様可至事。大庄屋ト称スル類モ相廃止申事」
- 46) たとえば、犬上県の申立書に対して改正局壬申10月15日指令で「地券掛郡中之者人員之儀ハ第百三十七号布達之通定員等外二等ト定メ、右俸給ヲ以適宜人員差操候儀ハ不苦」といっている(『基礎資料』上巻, 71)。
- 47) 『明治初期静岡県史料』第1巻, 732～733
- 48) 『租税寮改正局日報』明治5年第31号(『基礎資料』上巻, 78)
- 49) 『法令全書』第5巻ノ1, 536
- 50) 『明治財政史』第5巻, 269
- 51) 『基礎資料』上巻, 3～4に雛形が掲げられている。
- 52) 『租税寮改正局日報』明治5年第20号(同上 41)
- 53) 『基礎資料』上巻, 73～74
- 54) 同上 17～18
- 55) 『栃木県史』史料編・近現代4, 169
- 56) 安藤 博『徳川幕府県治要略』1915, 赤城書店(1971, 柏書房復刻) 182
- 57) 福島正夫『地租改正』1968, 吉川弘文館, 口絵第13図
- 58) 『地方凡例録』巻之2上所载(大石校訂本 上巻, 80)
- 59) 『法令全書』第4巻, 117
- 60) 山形県戸籍係「戸籍法御改正ニ付達」(『山形県史』近現代史料1, 204)
- 61) 『栃木県史』史料編・近現代4, 151
- 62) 愛媛県牟礼町の明治12年8月20日付受籍証に「当県讃岐国山田郡新田村式拾番邸居住」とある(『牟礼町史』191)。
- 63) 香川県では、家屋に関しては「香川県高松町何番地建家」といい、住所については「第何区何町何番戸」と称した(『租税寮改正局日報』明治6年第16号, 『基礎資料』上巻, 179～180)。
- 64) 浜松県「戸籍編輯ノ儀ニ付」布告には、「戸籍編製之儀、地所番号打建寄留人調等致シ候上、本籍之者取調候手續ニ有之……」(『浜松県記録』『浜松市史』史料編6, 242)とあり、同県では明治6年4月4日布達第26号で家標(標札)を各戸に掲げるべきことを定め、その書式雛形を示したが、それには「何番地所」としている(『浜松県布達集』同上5, 402～403)。
- 65) 秋田県『地券発行の告諭』明治5年9月
- 66) 埼玉県『地券取調ノ儀管内人民へ告諭』明治5年8月
- 67) 大分県『地券のさとし』明治5年11月
- 68) 『茨城県史料』近代政治経済編I, 234
- 69) 『静岡市史』近代, 103～104
- 70) 『租税寮改正局日報』明治6年第47号(『基礎資料』上巻, 316)
- 71) 同上 明治5年第15号(同上 29～30)
- 72) 同上 明治5年第22号(同上 45)
- 73) 同上 明治5年第31号(同上 78～79)
- 74) 同上 明治5年第30号(同上 74)
- 75) 同上 明治5年第12号(同上 23)
- 76) 同上 明治5年第8号(同上 15)
- 77) 『福島市史』第10巻(資料編5), 1972, 141
- 78) 『租税寮改正局日報』明治5年第33号(『基礎資料』上巻, 82)
- 79) 同上 明治5年第6号(同上 11)
- 80) 同上 明治5年第8号(同上 14)
- 81) 同上 明治5年第11号(同上 21～22)
- 82) 同上 明治5年第30号(同上 78)
- 83) 同上 明治5年第36号(同上 93)
- 84) 同上(同上 91)
- 85) 同上 明治6年第25号(同上 213～214)
- 86) 同上 明治5年第41号(同上 112)
- 87) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』1962, お茶の水書房, 297～322
- 88) 『租税寮改正局日報』明治5年第20号(『基礎資料』上巻, 40)
- 89) 同上 明治5年第30号(同上 79)
- 90) 壬申9月3日回答(同上 21)

- 91) 明治6年3月3日指令(同上 161~162)
- 92) 『租税寮改正局日報』 明治6年第47号(同上 317)
- 93) 明治6年6月に旧栃木・宇都宮の両県が合併し栃木県となる。
- 94) 『明治初期静岡県史料』第1巻, 737~738
- 95) 佐々木寛司: 租税金納化の進展と壬申地券の交付一埼玉県地租改正への道程『埼玉地方史』第4号, 1977, 23
- 96) 『地租改正報告書』 明治15年2月(『史料集成』第7巻, 129)
- 97) 『地租改正事務局別報』第117号, 明治11年9月20日(『基礎資料』下巻, 81~84)
- 98) 『秋田県史』第5巻, 24
- 99) 『内務省日誌』 明治8年第3号
- 100) 『租税寮改正局日報』 明治5年第8号(『基礎資料』上巻, 15)
- 101) 同上 明治5年第4号(同上 7)
- 102) 同上 明治5年第30号(同上 74)
- 103) 『基礎資料』上巻, 49~56
- 104) 『茨城県史料』近代政治社会編Ⅰ, 232
- 105) 『租税寮改正局日報』 明治5年第39号(『基礎資料』上巻, 103~104)
- 106) 同上 明治5年第41号(同上 112)
- 107) 同上 明治5年第43号追加(同上 121)
- 108) 同上 明治6年第8号(同上 154)
- 109) 同上 明治6年第8号(同上 154)
- 110) 同上 明治6年第16号(同上 181)
- 111) 同上 明治6年第3号(同上 136~137)
- 112) 同上 明治5年第16号(同上 32)
- 113) 同上 明治6年第6号(同上 144~145)
- 114) 同上 明治5年第13号(同上 25)
- 115) 同上 明治5年第22号(同上 45~47)
- 116) 同上 明治5年第43号追加之2(同上 124~126)
- 117) 同上 明治5年第41号(同上 112)
- 118) 『茨城県史料』近代政治社会編Ⅰ, 23
- 119) 「地券調方統一の件達」(同上 235)
- 120) 「地引絵図作成方法統一の件達」(同上 235)
- 121) 同上 236
- 122) 『栃木県史』史料編・近現代4, 168~171
- 123) 『茨城県史料』近代政治社会編Ⅰ, 237
- 124) 『租税寮改正局日報』 明治5年第8号(『基礎資料』上巻, 16)
- 125) 『地租改正局別報』 第19号, 明治9年(同上 中巻, 42~44)
- 126) 『湯沢市史』 1965, 456
- 127) 若松県『地租改正心得別報』第5号, 明治8年4月(『基礎資料』補巻, 434)
- 128) 『川北村史』 1970, 440
- 129) 児玉幸多『近世農民生活史』 1957, 吉川弘文館, 17
- 130) 『湯沢市史』456
- 131) 『租税寮改正局日報』 明治5年第16号(『基礎資料』上巻, 31~32)
- 132) 同上 明治5年第26号(同上 62~63)
- 133) 同上 明治6年第37号(同上 256)
- 134) 野帳(のちょう)は検地における「手帳」を浄書した帳簿であって、現地で実測を記録したものが手帳で、手帳はフォルドノートである。野帳は半紙四ツ折り30枚を1冊とし、1頁に2筆ずつ記載する。これには実測値から畔際引き・縄ダルミなどを控除した値を朱書したが、これが確定された反別である。このような野帳の各筆に関する長さ・横の間数と反別を整頓記載した帳面が清野帳(せいのちょう)で、検地帳の基礎となった。
- 135) 『徳川幕府県治要略』178~179
- 136) 『松江市誌』 1941, 956
- 137) 『岐阜県改租要録』3(『基礎資料』補巻, 658~663)
- 138) 『栃木県史』史料編・近現代4, 228
- 139) 『租税寮改正局別報』 明治8年第11号(『基礎資料』上巻, 504)
- 140) 福島正夫『地租改正の研究』増補版, 有斐閣, 378
- 141) 『租税寮改正局日報』 明治6年第47号(同上 316~317)
- 142) 『租税寮改正局別報』 明治7年第2号(同上 453~456)
- 143) 「府県地租改正紀要」は明治15年2月に大蔵卿松方正義から太政大臣三条実美に提出された『地租改正報告書』の最後の章をなす。各府県に派遣された地租改正事務局の係官が項目を一定して報告したものを集録したものである。報告書は『史料集成』第7巻に収録されているが、府県紀要の部分が省略されている。1962年に明治文献資料刊行会より3分冊にして刊行された。
- 144) 『基礎資料』中巻, 22~23

Land Register Maps of the Early Meiji Period

I. Kōchi Ezu (耕地絵図=Maps of Land under Cultivation)

and

Title Deed Demarcation Map in the Year Jinshin

Jinjiro Sato

Under the new Meiji regime, land register maps were made four times in Japan during the period of 1870–1890. Very little has been reported, however, on the concrete details of these maps.

The new regime, at its inception, followed the taxation system of the Tokugawa shogunate government. In areas under its direct jurisdiction, however, it carried out what was called “kemi”, or the survey of the crops of the year to decide the sum of the tax. In doing so, it ordered each village to submit the map of its land under cultivation. The map showed the general features of the village including the distribution of farm and housing land. In the narrower sense, this could not be classed as a land register map. In the register book to accompany that map, however, the location, area, nature and the owner of each land plot had to be entered. Thus, when the map was viewed with this register book by its side, the land register of each village could be obtained.

In 1868, the new regime recognized private ownership of land. In 1872 or the fifth year of Meiji, it issued the title deeds to certify that it recognized the ownership of land plots. The map made in making the survey to prepare for the issuance of title deeds, was the first land register map.

This report will clarify the process of map preparation, and the nature and characteristics of the map, with regard to the Kōchi Ezu and the first land register map, called the “Title Deed Demarcation Map in the Year Jinshin.”